

第百六十六回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第 十 号

平成十九年四月四日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 河本 三郎君

理事 木村 勉君 理事 後藤田正純君

理事 戸井田とおる君 理事 西村 康徳君

理事 平井たくや君 理事 泉 健太郎君

理事 松原 仁君 理事 田端 正広君

理事 赤澤 亮正君 理事 小里 泰弘君

理事 岡下 信子君 理事 木原 誠二君

理事 関 芳弘君 理事 谷本 龍哉君

理事 寺田 稔君 理事 中森ふくよ君

理事 西本 勝子君 理事 早川 忠孝君

理事 林田 彪君 理事 松浪 健太君

理事 小川 淳也君 理事 太田 和美君

理事 木村 道義君 理事 鷲尾英一郎君

理事 渡辺 周君 理事 石井 啓一君

理事 石井 郁子君

政府参考人
(農林水産省大臣官房政策
評価審議官)
中尾 昭弘君
政府参考人
(中小企業庁事業環境部長)
近藤 賢二君
内閣委員会専門員
堤 貞雄君

委員の異動
四月四日

辞任

嘉数 知賢君

土井 亨君

村上誠一郎君

小宮山洋子君

佐々木隆博君

吉井 英勝君

同日

補欠選任

小里 泰弘君

西本 勝子君

早川 忠孝君

太田 和美君

同日

辞任

関 芳弘君

鷲尾英一郎君

同日

補欠選任

土井 亨君

佐々木隆博君

四月三日

九条改憲反対に関する請願(志位和夫君紹介)

(第六七六号)

憲法の改悪に反対し、九条を守り平和のために

生かすことに関する請願(吉井英勝君紹介)(第

六七七号)

憲法の改悪反対、九条を守ることに関する請願

(赤嶺政賢君紹介)(第六七八号)
同(石井郁子君紹介)(第六七九号)
同(笠井亮君紹介)(第六八〇号)
同(穀田恵二君紹介)(第六八一号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第六八二号)
同(志位和夫君紹介)(第六八三号)
同(塩川鉄也君紹介)(第六八四号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第六八五号)
同(吉井英勝君紹介)(第六八六号)
憲法九条を守ることに関する請願(赤嶺政賢君
紹介)(第六八七号)
同(石井郁子君紹介)(第六八八号)
同(志位和夫君紹介)(第六八九号)
は本委員会に付託された。

三月三十日

信号機を初めとする交通安全施設の整備に関す

る意見書(滋賀県議会)(第二二七一号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

株式会社日本政策金融公庫法案(内閣提出第四

六号)

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係

法律の整備に関する法律案(内閣提出第四七号)

○河本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、株式会社日本政策金融公庫法案及び

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法

律の整備に関する法律案の両案を一括して議題と

いたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお

諮りいたします。

両案審査のため、来る十一日水曜日午前九時三

十分から、参考人の出席を求め、意見を聴取する

こととし、その人選等につきましては、委員長に

御一任願いたいと存じますが、御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として内閣

官房内閣審議官大藤俊行君、鈴木正徳君、内閣府

政策統括官藤岡文七君、財務省大臣官房参事官香

川俊介君、国際局長玉木林太郎君、厚生労働省

大臣官房審議官宮坂亘君、農林水産省大臣官房政

策評価審議官中尾昭弘君及び中小企業庁事業環境

部長近藤賢二君の出席を求め、説明を聴取いたし

たいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○河本委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。寺田 稔君。

○寺田(稔)委員 自由民主党の寺田稔でございます。

きょうは、先週付託になりました政策金融公庫

法案並びに整備法案についての法案審議というふ

うなことで、政府参考人初め、各関係の方々にも

お集まりをいただいておりますが、まず冒頭、こ

の問題に入ります前に、前回の内閣委員会でも私

の方より冒頭発言をさせていただきましたが、戦

後の諸問題が残っております中で、原爆症認定の

早期の実現の問題、重要な問題として残っているわけでございます。ちょうど東京裁判の判決も出され、厚生労働省の認定行政、五たび断罪をされたわけでございます。

ちょうど昨日も超党派の院内集会が開催をされまして、本当に多くの、党派の枠組みを超えて議員の参加をいただき、一日も早い被爆者の救済というふうなことで政治も動き出した感があるわけでございます。

私自身も、被爆二世として、この問題、全力を挙げて取り組んでおりますし、また、当委員会でも、戸井田委員が南京虐殺の問題、あるいは、前回、民主党の松原委員も、原爆投下の行為そのものの違法性を問う質問も展開されたわけでして、ぜひとも当内閣委員会においても、こうした戦後の重要な諸問題、まさに戦後レジームの転換、そしてまた戦後の諸問題の総決算というふうなことで、強力に取り組んでまいりたいというふうに思う次第でございます。

それでは、本日、付託になっております政策金融改革について何点か、限られた時間ではございますが、御質問いたしたいというふうに思うわけでございます。

政策金融改革、まさに官から民へという大きな流れの中で、入り口の郵政の民営化、そしてこれは出口に当たる部分でございます。このスリム化及び一部民営化、また統廃合が行われる。また中間の、いわゆる財政投融资システムについては既に財政改革が実施をされているわけでございますが、今回の政策金融改革、一連の官のお金の流れの出口の総仕上げに当たる改革であるというふうに位置づけることができようかと思っております。

政策金融改革は、まさに官から民へという大きな流れの中で、経済の活性化につながるものが期待をされるわけでございますが、そうした中において今回提出をされました日本政策金融公庫設立関連の諸法案、いわゆる政策金融改革法案がマクロ経済に一体どれだけの影響を与えるのかということ、まず冒頭、検証をしておかなければなら

ない重要な課題であろうかと思っております。

ちょうどパート労働法、これは厚生労働委員会ですけれども、これも付託になっておりまして、このパート労働法についても、いわば雇用者のセーフティネットを広げるという側面もあるわけですから、マクロ経済的に一体どういふ影響があるのか、すなわち、セーフティネットが広がることによって雇用者の安心感が高まる、そのことの所得効果あるいは消費効果というふうなことも議論をされております。

ぜひとも今回の政策金融の関連の法案についてもマクロ経済に与える影響というものを検証したいと思っておりますが、マクロ経済から見た効果について、一体どういふふうに政府当局はお考えなのか、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○藤岡政府参考人 政策金融改革でございますが、委員おっしゃいましたように、資金の入り口の郵政改革に続きます資金の出口の重要な改革であると認識いたしております。資金の流れを官から民へ改革することによりまして、国民の大切な資産が、民間部門、これは単に投資のみならず消費、さらには金融面での発展ということを通じて有効に活用され、我が国経済の活性化にそれがつながってまいるといふふうに考えてございます。そういうことで、マクロ経済にも大きなプラスの効果があるだろうというふうに考えてございます。

○寺田総委員 今、藤岡政策統括官より、マクロ的にも大きなプラスの効果がある、活性化の効果が大きいというお答えでしたけれども、この点については、当然内閣府でございますから、ある程度定量的なもの、これは高橋政策統括官のパフォーマンスレビューとも関連するわけですから、把握されていると思うんですけれども、定量的にはいかがでしょうか、お答えください。

○藤岡政府参考人 今回の改革によりまして、平成二十年度には政策金融機関の貸出残高の対GDP

P比は半減することになりますが、政策金融機関が保有する資産がたとえ縮小いたしましても、経済活動に必要な全体の資金の流れが縮小するものではないと考えてございます。改革後でございますが、資金の流れが官から民へとシフトいたしましたことが、市場メカニズムに基づきまして経済活性化につながって、マクロ経済へもプラスの効果があるものと承知してございます。

したがって、マクロ経済にとりましては、改革後に官から民への資金の流れがどのように変化していくかが非常に重要であると考えておりまして、定量的な側面も含めまして、今後、我々としては十分注視してまいりたいと考えてございます。

○寺田(総)委員 今、いわゆる残高半減の効果を加味しても、流れが、資金総量は変わらない、官から民へ変わる。したがって、残高半減による、いわゆる需給ギャップ論からいって、そのマイナス分をオーバーライドするだけの活性化効果があるというふうなことでございまして、御承知のように、政策金融は長期、固定、低利。長期、固定、低利という金利体系自体も、最近はもちろん市場実勢に合わせた変革がなされているわけでございますけれども、明らかに、民間が提供しております金利よりも、まさにこれは優良資金というふうに言っておりますけれども、良質な資金を供給している。それが官から民にシフトする金利効果も含めて、すなわち、金利の上昇分も含めてそれを十分オーバーライドするだけの活性化効果があるというふうな認識でいいか、再度お聞きをしたいと思います。

○藤岡政府参考人 お答えいたします。まさに委員おっしゃいましたように、官から民への資金の流れの中で、今後、我々、金融メカニズムは大いに発展していくだろうというふうに考えてございます。その中で、まさに委員おっしゃいましたような活性化効果が出てくるものだと思います。

○寺田(総)委員 この点については、今後也十分

パフォーマンスレビュー等を行う中で、内閣府の中でもさらなる分析を進めていただいて、今回の政策金融改革が定量的に見ても十分マクロ的にプラスの効果をもたらすものであるというふうな検証をぜひともしていただきたいというふうに思うものであります。

今回の政策金融改革でございますが、全体の統廃合を行う、すなわち、行革推進法を受けて、政策金融機関の統廃合を中心に財政改革を強力に推進するものであります。この点については渡辺大臣の方からも本会議で御答弁をいただいたわけでございますが、そうした中で、まさに統廃合、民営化グループのものは外に出ますけれども、公庫として残るものの、四機関を中心に統廃合効果が期待できるというふうに思うんですけれども、支店の統廃合等も含めて、あるいは人の問題もあるかもしれません、具体的にはどのような統合によるメリットがあるのか、可能であれば定量的な分析も含めて、これはぜひ大臣のお言葉でちょうだいをお願いしたいと思います。

○渡辺国務大臣 定量的な分析については、後ほど政府委員の方からお答えをさせていただきます。

まず、管理部門など共通する業務がございします。これは一元化される。同一地域に支店が幾つもあったりする場合がございしますので、こういうものを統合することによって役職員の縮減が図れます。それから経費の縮減が図れます。次に、資金調達を一元化、効率的に実施することによって調達コストの低減が図られるものと思っております。

業務に関するノウハウを共有できるようになるというところは、例えば、新規創業のお客さんの支援あるいは事業再生支援といった共通の課題について、連携した取り組みができるようになるものと思っております。また、コンサルティング、ビジネスマッチングとか、従来の垣根を越えて、そういった幅広いサービスが提供できるようになると考えます。

支店の統合によって、主要な支店において、新

公庫のすべての金融サービスについてのいわゆるワンストップサービスが可能になると考えております。また、全支店において、すべてのサービスに関する情報提供体制を整備してまいりますので、業務の効率的な運営と同時に、お客様に対するサービスが向上するものと考えております。

○寺田(総)委員 今、大臣の方からかなり具体的な形で通達を御示しいただいたわけですが、幾つかの点がございました。職員の縮減の話、また経費の縮減の話、管理部門の統合による、いわゆる総務部門のスリム化というふうなお話。あと、相互連携の強化あるいはワンストップによって、ソフト的な効果も含めて、これは恐らくきめ細かい対応ができるので、内部事務も合理化するし、サービス面、利用者利便も向上するというお話かと思っております。

あと、一元的調達による調達コストの縮減というお話。調達コストの縮減については、これは、政府保証がなくなっても、政府保証がつかない状態であっても十分な縮減が図られる、すなわち、一元化することによるメリットが極めて大きいというふうなことかと思っております。

そういうふうになりますと、機関全体としての、トータルとしての経費率も低減するというふうな理解でよろしいでしょうか。これは確定的な質問ですけれども、経費率も低減するというふうなことでよろしいでしょうか。

○渡辺国務大臣 定量的な答えは事務方から答えさせていたいただきたいと思いますが、一般的にそう考えております。

○寺田(総)委員 経費率というのは、分母が資金平残であり、分子がまさに経費部分、すなわち人件費プラス物件費ですから、資金平残は今回の政策金融改革によって半減という目標があるわけですから、分母は減るわけですね。それから、分母だけ半減であれば、常識的には経費率は倍になるわけでありまして、長期的には、

したがって、半減した分母のもとでも十分な削減効果が図られて、人件費プラス物件費も半減以

下にならなければ経費率は減らないということに理論上はなるわけですが、今事務方より定量的な部分をお答えいただくというところで、ぜひ事務方の方より、定量的な部分があるか、お答えをいただきたいと思っております。

○大藤政府参考人 先ほど大臣からお話がありましたように、統合の効果につきましては、現段階で定量的に把握し得るものと現段階で把握することがなかなか困難なものがございまして、その中で、定量的にしつかり取り組んでいくものとして支店の統合があるということでございます。国内三公庫の二百三十三の店舗のうち六十地域で同一地域に複数の支店が存在することから、これを極力統合していくとの方針のもと、十九年度から順次店舗統合を進めていこうと考えております。

また、新公庫の役員数の縮減につきましても、定量的に検討をまいりたいと考えております。まず、行革推進法に基づく総人件費改革によりまして、五年間で五%以上の人員の純減または人件費の削減を行うこととなっております。これに加えて、本店の間接部門の一元化等によりまして、円滑な業務遂行に必要な職員は確保した上で、さらなる縮減の努力をしていこうと考えております。

こういってことで、いわゆる事務費、事務経費の率をできる限り縮減することとしたいと考えておりますが、やはりそこは分母と分子の関係がございまして、現段階で具体的な数字をもって御説明することはなかなか困難であることは御理解いただきたいと思います。

○寺田(総)委員 この点についても、今後、政策金融機関全体の合理化を図る上で、ぜひとも定量的な分析を進めていただき、全体の経費率の縮減につなげていくということは、国民経済上も大きなメリット、後ほど国民経済上の議論はさせていただきますが、をもちたすことになりまして、大いにこの努力をしていただく。すなわち、これを実現するためには、ちよつと五%の削減では理論上は足りないということになるわけですが、

も、実現をしていただきたいというふうに要望をさせていただきます。

国民経済全体で見たとき、我が国のGDPの約七割はサービス業でございます。我が国経済全体にとつても、サービス業の生産性を向上して、業界全体の構造改善を強力に進めていくということは産業競争力の向上につながる。特に我が国のサービス業というのは、国際比較の数値で見ましても非常に比較優位がない、すなわち競争力が低い分野であります。相当、人的集約の分野、いわゆる人によって稼ぐ分野ですから、なかなかユニット・レーバー・コストが下がらないというふうな競争力上の問題も発生しているわけでありまして、ただ、その部分をやはり強力に構造改革、改善していくということは、経済全体の体質にとって大きな課題であり、日本経済にとつては急務であるというふうに思います。

実は、政策としてその部分を担うのは一体どこのお金かというふうなことを考えたとき、それは決して一般会計のお金ではないわけですね。すなわち、私は、ツールとして政策金融というのは、自助努力を促しながら業界全体の構造改善を進めていく上で非常に重要であると思うわけです。

このように、我が国のGDPあるいは雇用に対して非常に大きなウェイトを占めておりますサービス業、あるいはまた、規模でいいますと中小零細企業と言つてもいいかもしれませんが、その構造改善を図り、産業競争力を高めていくためには、政策ツールとして政策金融が極めて重要であるというふうに考えておりますが、副大臣の御所見をお伺いいたします。

○林副大臣 寺田先生御指摘がありましたように、まさにサービス産業や中小零細企業、このあたりの生産性をどう高めていくか、これは大変難しい課題であります。この重要性は大変に大きい、こういうふうな考えておるところでございます。まさに政策金融の果たす役割というのがこの辺にあるのではないかと考えておるところでございます。完全な民の金融の理屈だけでこ

の辺の構造改革というものが一〇〇%達成できる、なかなかこういうことにならないわけでございます。まさに政策ツールとしての政策金融という役割がここにあるのではないかな、こういうふうに我々も考えておるところでございます。

具体的には、御提案をさせていただいております法案の一条に目的というのがございまして、その中で、新公庫が、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援する金融の機能、また、我が国にとつて重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るための金融の機能をきつと担うということとをまず一条でしつかりうたつておられるところがその考え方をあらわしているものと考えておるところでございます。

○寺田(総)委員 まさに政策金融の、政策ツールとしてのこの分野の重要性ということは副大臣御答弁のとおりでありまして、その意味で、政策ツールとしての政策金融は重要であるというふうなことになるかと思っております。

これは、先週の経済産業委員会でもこの議論がされたわけでありまして、我が国雇用の約八割を占めているのがまさに中小零細企業であります。これらの中小零細企業に対して長期、安定、低利の優良な、良質な有償資金を提供できるのは、まさにこの中小公庫であり国金の政策融資であるわけでありまして、例えば構造改善貸し付けあるいは生活衛生資金貸し付けを初めとしたさまざまなメニュー、これらを中小零細企業に提供しているのは、まさにオンリーワン、すなわち、この中小公庫であり国金のみであるわけでありまして、

したがって、こういったような国民生活金融公庫あるいは中小企業金融公庫の利用者、ユーザーであるところの中小零細企業が一体どういうふうに関心でもあつていくのかというのは、非常に大きな関心であるわけですね。残念ながら、今の景気状況を業種別に見ますと、極めて跛行性が出てきております。すなわち、大企業に比べて、やはりそういう業態は力強くないというのが大方の分

析であります。

したがって、経済全体の底上げを図って、まさに今、いわゆる格差社会の批判もある、これはいろいろな格差が存在するわけですが、これは一つのエレメントとして、そういう大企業と中小零細企業との利益力の格差、体力の格差、あるいはそこで雇用している人たちの雇用者所得の格差といったようなものとなつてあらわれているわけですが、そういったような格差社会に対応するためにも、そしてまた底上げ戦略を実施するためにも、政策金融が果たす役割は極めて大きいと思いますが、副大臣の御所見をお伺いいたします。

○林副大臣 まさに委員が御指摘になりましたように、景気回復期における跋行性というのは、今回の景気回復において特徴的に見られるところである、こういうふうに思っております。一方で、経済の構造改革がそれなりに進展してきたということの一つのあらわれかもしれませんけれども、まさにその底上げをするために、政策金融、先ほどの御答弁でも申し上げましたように、政策ツールとしての政策金融の役割は非常に大きいというふうな認識を委員と共有しておるところでございます。

この公庫を成立させていただけましたら、今御指摘のあった、まさに中小零細企業の再チャレンジ支援ですとか事業再生支援というふうなもの、この政策課題に政策ツールとして対応をしていく、こういうことが大変重要であると思っております。

具体的には、再生支援の中では、もうこれは活躍していただいておりますが、再生支援協議会、これは十五年二月以降、千件以上の再生をやっておるところでございますし、また、これに加えて、再生支援融資、保証制度の拡充というものをやっていく、こういうことでございます。また、流動資産担保保証制度の創設ということで、これも信用保証制度の方の改正案に入っておりますので、この法律の方が整つてまいりますとそういう制度もできてくる、こういう

のが再支援の施策でございます。

一方、再チャレンジということで窓口を既に創設しておりますが、それに加えて、再チャレンジ支援融資制度というものを中小、国金、商工中金というところで既にやっておりますので、これは統合した後も、またそれぞれが民営化した後も引き続きやっていただきたい、こういうことでございますし、再挑戦支援保証制度というもの、これは先ほど申し上げた一群の法律の中に入っておりますので、こういうことを、この法律を通していただければ整備していく、こういうことになろうかと思っております。

具体的にはちよつと申し上げましたが、そういうことを通じて、まさに委員御指摘のあったような政策課題に政策金融がツールとして働いていく必要性があると認識しておるところでございます。

○寺田(総)委員 まさに今、副大臣の方からも具体の貸し付けメニューにも言及をいただきましたが、重要性について確認することができたというふうに思っておりますが、まさに政策金融というのは、民が手が回らない部分、すなわち、民業の補完に徹しながら、かつ財政負担を極小化した形で、極めてミニマイズした形でもって民間に自助努力を促すスキームとなつていくということ、ぜひとも政策ツールとしても、行財政改革を進める中で有効に活用していかなければならないというふうなことだろうと思っております。

各個別の政府系金融機関、政策金融機関の行っております機能についてちよつと見てまいりたいと思っております。

これは民営化グループの方で、今回の公庫法のうち外であるわけですが、政策投資銀行、政投銀、旧開銀プラス旧北東公庫ですね。これは、いわゆる重点七分野の一翼を担います都市再生あるいは地域再生の分野において、いわゆる触媒機能を果たしつつ、民間との共有原則のもとで非常に大事な施策、具体的には、都市再開発でありますとかあるいは地方開発ですね、貸し付けメ

ニューでいいですと地方開発。具体的には、地域再生に資する施策を遂行しております、非常に大きな人材の蓄積あるいはノウハウの蓄積を有していることは、各委員も御承知のとおりであります。

こういったような蓄積をした人材、ノウハウは、これは当然今後も生かしていくべきであると考えますが、政投銀が民営化された後において、これまで培ってきた人材やノウハウは一体どのように生かされ、また継承されるのか、お伺いをいたします。

○香川政府参考人 御指摘のとおり、日本政策投資銀行は、これまで都市再生や地域再生等の分野におきまして、長期のリスクマネーの供給等を行いまして、大きな役割を果たしてきたものと考えております。

民営化したしましても、民営化後の新会社におきまして、これまで同行が培ってきた事業評価能力あるいは地域連携等のノウハウ及びそれを備えた人材等の経営資源を最大限活用しまして、出資と融資を組み合わせた長期のリスクマネーを供給するという特色あるビジネスモデルを構築していくことが重要と考えております。

○寺田(総)委員 ぜひ政投銀におかれては、そういう人材、ノウハウを継承していく中で、みずから得意分野、特に民にない得意分野を大いに発揮しながら、かつ触媒効果として民間の活性化、民活にもつなげていくというふうな触媒効果を果たしていただきたいというふうに思うわけでございます。

次に、いわゆる国金の分野であります。国金も旧環衛公庫の部分そしてまた旧国民公庫の部分というふうに分けられますが、いわゆる旧環衛の部分につきましては、生活衛生関係業者というふうなことで、資金供給面においても一定の役割を果たしている。いわゆる生衛十三業種と呼ばれる業種を中心に、これはもう典型的な零細企業でございます。町の喫茶店、飲食店、あるいはおふろ屋さん、理容、美容、クリーニングといった

ような業種でございますが、融資をしているわけでございます。

実は、今回の新公庫法案においても、これらの生衛関係の方々に対する資金貸し付けがどういふふうになるのかというのはこれまでも大きな問題かつ関心であつて、先般の三月二十九日の本会議において、渡辺大臣の方から、まさに木村筆頭理事、木村先生の代表質問に対してお答えになつておられるわけでございます。

大臣の方からはお答えとして、大変ちよつと時間の関係ではしられた答弁にはなっておりますが、法律を援用する形でもって、第一条の目的規定において、まず、国民一般という用語、これにおいて生活衛生関係業者を含むものというふうな用いられているんだ、そして第二条の定義においてそれを法文上に明示をしている。次に、十一条別表第一において、具体的には三号から七号までにおいて生活衛生貸し付けが明記されている。そしてまた、二十九条の新公庫の資金計画においても、この関係の貸付予定額の合計額を明らかにしなければならぬこととされておりますというふうに、法律、法令の規定をなぞつた御答弁をされておられます。

きょうは、ぜひ、そういう生活衛生貸し付けの位置づけの重要性について、大臣みずからのお言葉で、より敷衍した、具体的な御答弁をいただきたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 生活衛生関係業種というのは非常にすそ野の広いもので、我々にとつて大変身近な業種が多々ございます。例えば、飲食店、おすし屋さんとか食堂、中華料理とか、実に多種多様の提供者がおられます。それから、喫茶店、食肉販売、理容、美容、旅館、浴場、クリーニング、興行等々、十六業種に及んでいくわけでありまして、こうした大変身近な業種であつて、事業者数にして約百万人、従業者数は何と六百万人に及びます。我が国の経済に不可欠の役割を担っている融資が非常に円滑に継続していくことが重要だと

考えております。このために、しっかりと政策金の中に位置づけております。

新しい今回の法案におきましては、例えば、第一に、先ほど寺田委員が御指摘になりました、第一条の目的規定でございます。行革推進法において生活衛生関係営業者を含むものとして用いられております国民一般の用語を用いるとともに、その点を第二条の定義において法文上明示をいたしました。第二に、業務を規定しました第十一条別表第一におきまして、先ほど御指摘のように、三号から七号まで生活衛生貸し付けというものを明記いたしております。第三番目に、第二十九条の新公庫の資金計画におきまして、生活衛生関係の貸付予定額の合計額を明らかにしなければならぬということにいたしております。

さらに、新公庫の設立によつて生活衛生関係営業者の皆様が融資や利便性について不安を持たれることのないよう、新公庫の運営に当たつて十分配慮する方針でございます。

○寺田(総)委員 今、大臣の方からお答えをいただいたわけですが、これは、実は政策金融の分野でございます。したがって、まさに政策金融の二つのエレメント、すなわち、量的補完と質的補完、この二つはきつちりと果たされるんだ。すなわち、これは事務方の方から結構なんです。政策金融として対応していく、この二つの量的補完と質的補完については遺漏がないんだということを確認したいと思ひます。

○大藤政府参考人 大臣から説明がございましたように、政府として、新公庫を創設するに当たりまして、生活衛生関係営業者の方々に對する貸し付けをしっかりと政策金融として承継することとされているところでございます。

いわば質的な面でございすけれども、具体的には、新公庫法案の第十一条の別表におきまして、国民生活金融公庫法と同様に、例えば、生活衛生関係営業について、衛生水準を高めるため、近代化を促進するために必要な資金でありますとか、生活衛生関係営業に使用される方々が、新た

に生活衛生関係営業を営むために必要な施設または設備の設置またはその整備に要する資金、さらには美容師養成施設あるいは美容師養成施設の整備に要する資金など、きめ細かく具体的資金、いわば貸し付けのメニューを規定いたしているところでございます。

これらのいわゆる貸し付けは、生活衛生関係営業の方々が円滑に事業を継続する上で極めて重要な役割を担っていくものと承知しております。○寺田(総)委員 ちょうど、実は、私の地元の、呉市の私の事務所の真ん前に国金の呉支店があります。支店長さんは、本当によくお会いをするわけでありまして、つぶさにこの実態をごらんになってい

るなど。いわば、金融機関というところ、どつちかというところ、金銭商売というところ、どつちかというところ、客が来るのを待っているというスタイルが多いんですけれども、国金の場合には全く違います。やはり、ちゃんと支店長みずからが歩かれて、実態を把握している。いわゆるフェース・ツー・フェースの環境を重視して、実態に合ったきめの細かな貸し付けをする。まさに、先ほど、政投銀は政投銀の人材とノウハウがあると言いましたけれども、国金は国金で重要なフェース・ツー・フェースの地域密着また業種密着のノウハウを有していると思ひます。

やはり、この点は、重要な機能として、また蓄積として継承していく必要が当然あるわけですが、ここはちよつと、まさにこの業種を所管しておられます厚生労働省の御担当の方にお聞きをしたいわけなんです、こういったようなフェース・ツー・フェースの対応、これまでまさに国金のみずからのノウハウとして培ってきたもの、これは当然今後も新公庫においても引き継がれ、そのような窓口対応をなされるというふうな期待をし、また確信をするものですけれども、御所見をお伺いしたいと思います。

○宮坂政府参考人 御指摘のように、生活衛生関係営業、先ほど来種々御答弁でございますが、全国

百万の事業者がおられて、その多くは零細な個人事業者であり、かつ、地元に着目しているという特徴を有しているわけでございます。こうした事業者に対しては、生活衛生関係営業の特徴をよくいう意味では、生活衛生関係営業の特徴をよく御理解いただいている担当者きめの細かい窓口対応を行うことが重要であるということでございます。

生活衛生貸し付け、先ほど御答弁ございましたが、新公庫においても継承されることとなつておりますが、今後とも生活衛生貸し付けを必要とする事業者の方々に適切に貸し付けが行われ、政策金融としての機能が十分發揮されるよう、今まで培いましたというノウハウがきちつと承継されるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○寺田(総)委員 国金関連についてお伺いをいたしました。政策金融全体の組織のスリム化と行財政改革、これは極めて重要であります。これは、先ほど言われた、より経済を活性化していく観点、あるいは経費率をなるとして落していくという観点、極めて重要であります。今も各個別の、各論についてお伺いしたとおりで、政策金融それ自体のニーズは決してなくなるらない、低減をしないわけ

です。先ほど林副大臣も言われましたように、例えば、中小公庫においては再チャレンジの貸し付けメニューも新設をされました。事業再生という重要な分野もあります。また、国金においても同様に、再チャレンジは十九年度に新設をされました、いわゆる教育貸し付け、教育枠も、教育再生の観点から極めて重要であります。また、政投銀、先ほどお答えございましたが、地域再生、都市再生支援を中心に、また、最近、特に環境関連出融資規模を大幅に伸ばしております。また、JBICにおいても引き続きイラクの復興支援を行いますとともに、今回新たに、ちよつとき

ておりまして、法案審議が行われたわけですけれども、在沖海兵隊の八千名のグアム移転、これに伴う資金の融通ということも新規になされるわけでございます。

そういう個別的各論を積み上げていきますと、政策金融に対するニーズは、もちろん大臣が本会議で言われたような危機対応分、これは、今現在、危機対応分はゼロとみなしていただきますけれども、これは常に出得るわけですね。この危機対応分も含めると非常に大きなニーズが存することは疑いの余地がないわけでありまして、新規に勃発するニーズも含めて。

そうなりますと、重要なことは、残高半減はかたい、実現をしますというふうに言つていますね。これはもちろん、残高は半減をしなければならぬわけですから、証券化スキーム等も含めて残高減の施策を積極的に講じていくにしても、フローベースでのニューマネーのニーズ、これは常に必要であり、引き続きそういうフローベースでのニーズにはきちんとこたえていかなければならないというふうに思ひますが、副大臣の御所見をお伺いいたします。

○林副大臣 委員の御指摘がありましたように、貸付残高の半減というのは、この議論を始めましてもう数年になりますが、当初から、諸外国等の比較におきまして残高が少し大きいのではないかと、いろいろな議論を踏まえて、今委員が御指摘のようないろいろな議論を踏まえた上での目標としての設置したわけでございます。まさにそれを引きまして、この法案におきまして、この新公庫というのは一般の金融機関が行う金融を補完するということを旨とするという観点で継続的な業務の見直しを行つていくということとを附則四十七条に規定をしております。一方、今委員の御指摘がございましたように、特にフローの面で、新たな政策金融のニーズというの、時代が変わつていくと生じていくという可能性はまさにあるわけでございますので、こうした考え方をとりつつ、政策金融として、で

は、その一つ一つを実施すべきか否かということ
を十分に検討して業務の見直しを行っていくとい
うことが適当と考えているところでございます。

まさに今御指摘のあった、国会で審議中とい
う、まさに委員もそちらの方にも御所属だとい
うことでございますが、米軍の再編の対応のための
業務ということは、これは、先ほどベシツクな
ところで申し上げました民業補完の観点から行わ
れる政策金融改革の議論とはちよつと切り離し
て、それぞれの政策のニーズに基づきまして、ま
さに特別措置法に基づいて、現行の国際協力銀行
の特例業務ということで時限的に追加をするとい
うことでございますので、国会の御判断があれば
これを追加していく、こういう考え方をとってお
るところでございます。

○寺田(総)委員 まさに今、副大臣が御答弁され
たように、そういうフロアのニューマネー、新た
なニーズに対して的確に対応していく、まさにそ
れだけの柔軟性と機動性を有しているのがこの政
策金融の特質ではないかというふうに思うわけ
です。

ちよつとこれも個別の分野に、きようはせつ
く中小企業庁からもお越しになつておられます
で、お聞きをしたいわけですが、中小企業
金融公庫、先ほども言及がありましたように、再
チャレンジの関係あるいはまた事業再生など新
たなニーズに当然対応をしていくということであ
ります。事業再生についても、この協議会の場を中
心に既に幾つか実現をしている分野もあるわけ
ですが、まだまだ、事業再生の分野について見て
も対応し切れていないニーズも存するというふう
に思うわけです。

こういつたような分野を中心に、新たなニーズ
に一体どういふふうに対応をしていかれるおつも
りなのか、中小企業庁にお伺いをいたしたいと思
います。

○近藤政府参考人 お答えを申し上げます。
中小企業金融公庫は、これまで中小企業金融の
円滑化を図るということで、例えば担保や個人保

証に過度に依存しない融資を推進するでございま
すとか、さまざまな政策ニーズに沿った取り組み
をやつてきたところでございます。今先生からも
御指摘がございましたけれども、一つ二つ例を言
いますと、本年度から、再チャレンジ可能な社会
実現のために起業家の再チャレンジを支援する融
資制度を創設したり、また、事業者の再生を支援
する融資制度、こういったものの拡充も行ったと
ころでございます。

こういった政策ニーズに合致した資金供給機能
の取り扱いにつきましては、行政改革推進法等に
おきまして、日本政策金融公庫にしっかりと継
承されるということになっておるところでござい
まして、本日御審議をいただいております株式会
社日本政策金融公庫法案においても、こうした金
融機能の承継が規定をされているところでござい
ます。

私どももいたしましては、統合後も日本政策金
融公庫が新たな中小企業政策のニーズに対して機
動的かつ円滑に資金を供給できるようにしつつか
り取り組んでいきたい、このように考えていると
ころでございます。

○寺田(総)委員 今御答弁をいただきました。そ
ういふ新たなニーズにも的確に対応していくこと
が極めて重要ですね。

この新たなニーズとしては、事業承継という分
野も当然あるわけでありまして、今ちょうど我が
党内においても、この事業承継の問題を近藤部長
にも御参加をいただきながら勉強しております。
事業承継についても、実は、新たに業を起す、
起業と同等の、あるいはそれ以上のニューマネー
が必要であることが、さまざまな意見聴取、ヒア
リングによつても明らかにされているわけであり
ます。ぜひともこういつたような分野について
ニーズにこたえていただきたいというふうに思
います。

次に、政投銀でございしますが、やはりこれも環
境分野あるいは都市再生、特に都市再生について
は、最近、大都市のみならず地方都市においても

さまざまな新たな取り組みをされております。実
は私の地元の呉市においても、政投銀の広島支
店の方が来られて、いわゆる面的開発あるいはさ
まざまな商業施設の呼び込み等々で、これまでの
ノウハウを生かした、かつ、なるたけ民間に入り
込んでいただくような形でコンソーシアム化が
行われているわけでございますが、そういったた
うな新たなニーズに民営化後もしっかりと対応を
していただけるのか、お伺いをいたしたいと思
います。

○香川政府参考人 先ほどもお答え申し上げまし
たけれども、おっしゃるとおり、都市再生であり
ますとか地域再生あるいは事業再生、それから環
境対策等新しい分野におきまして、今後とも、今
までのノウハウ、人材を生かして、長期のリスク
マネーの供給等を果たしていくということが重要
だと考えております。

○寺田(総)委員 次に、JBICでござい
ますが、円借款におけるイラクの復興支援、あるいは
国際金融における、先ほども話題になりました米
軍再編でございします。そのような新たな資金ニ
ーズがどんどん出てきていることは御承知のとおり
でございます。また、いわゆる人間の安全保障分
野、グラスルーツの話、これらも最近是非常にア
クティブに行われているわけですが、そう
いつたような分野に今後このJBICは政策金融
としてしっかりと対応できるのか、お伺いをいた
したいと思ひます。

○玉木政府参考人 国際協力銀行の活動でござい
ますけれども、イラクの復興支援について、我が
国は、無償の十五億ドルの支援に加えまして、中
期的な復興ニーズに対して円借款を基本として最
大三十五億ドルの支援をこれまで表明しており
ます。イラクが安定した民主国家として再建す
るよう、イラク政府の主体的な復興努力を、譲許的
な資金であります円借款を生かして支援を進めて
いるところでございます。

また、御指摘のとおり、在沖縄米海兵隊のグア
ム移転について、御審議いただいているグアム特

措法で、JBICの国際金融部門を活用する考え
でおります。

今般の改革で、現在の国際協力銀行の業務のう
ち、円借款業務は新JICAに、そして国際金融
等業務は新公庫に承継されることとなりますが、
承継後も、このような政策金融機関として対応が
必要な新しい資金ニーズに対しては、引き続き、
的確に対応してまいりたいと考えております。

○寺田(総)委員 今御説明がありましたように、
イラク復興支援については三十五億ドル、そして
また米軍再編については、これはあくまで上限で
すけれども約三十億ドル、これはJBIC対応分
です。この二つだけで六十五億ドル、すなわ
ち、円ベースに換算をいたしましたけれども、かなり
の、七千億、八千億のオーダーになってくるわけ
でありまして、非常に大きな額をJBICとして
もニューニーズとして対応しなければいけない
し、対応していただく。

特に、米軍再編については、八千名の在沖縄兵
隊のグアム移転、実は、家族は九千名おりまし
て、トータルとしては一万七千名の移設になるわ
けであります。これは、地元沖縄も、今回の2プ
ラス2の合意並びにロードマップにおける眼目の
大きな一つである沖縄の基地負担の軽減に大きく
資するものであり、大変に沖縄の期待も高まつて
いるということを申し添えたいというふうに思
います。

今、それぞれ各論についてもお伺いをしたわけ
ですけれども、再びちよつとマクロ的な議論に戻
るわけでありまして、我が国のマネーフ
ロー分析、すなわち資金循環というものを見たと
きに、やはり非常に大きな特徴として、民間部門
におきます資金余剰というふうなことがあるわけ
です。すなわち、民間部門の資金余剰は、バブル
崩壊後、そして今日の回復過程に至るまで続い
ております。

確かに、民間金融機関の方も、不良債権問題が
終結をし、金融再生を達成いたしました。渡辺大
臣も大変この金融再生については御尽力をされた

わけですが、確かに民間のアブソープションもふえてきておりますが、残念ながら、民間部門、特に家計部門の資金余剰に対する吸収力という意味ではまだまだでございます。資金ニーズが出たといっても、まだまだ資金余剰が民間部門では続いているというふうなことであります。

それで、十九年度の財政投融資計画においては、いわゆる財政融資資金分が九兆四千二百二十八億であります。これだけのお金が出るわけですから、これにかつて加えて、いわゆる財政債によるアブソープションが十八兆六千億あるわけでありまして、実はこれは大変な規模でありまして、一般会計の公債発行額が二十五兆四千三百億ですから、これに次ぐ非常に大きな資金吸収を行っている。

しかし、それだけ大きな資金吸収を行ってもなおかつ、民間の資金余剰はまだまだ続いているわけですから、すなわち、民間金融機関のみでは十分な吸収ができていない。それをいけば補完する意味でもって、今のトータルとしての財投システム、これは政策金融だけでは確かにございません、いわゆる事業実施機関も含めたものでございますが、対応をしている。

そういった意味で、いわゆる公的金融の金融仲介機能というのは、実は、マクロ経済上からも、あるいはマネーフロー上も極めて有意義なものであつて、そういった金融仲介機能、あくまでこれは民間を補完するという前提つきですが、そういう金融仲介機能を維持していく、すなわち、機能面においてそういう金融仲介機能を保持していくことは極めて重要であるというふうに考えるわけですが、副大臣の御所見をお伺いいたします。

○林副大臣 寺田委員らしい、骨太の大変深い御質問をいただいたというふうに思っております。聞いておりました、私がまだ大蔵省で政務次官をやっておったころに、財投の改革の法案というのをやらせていただきました。そのときの残高と比べますと、今委員が御指摘になった残高というの、かなり直で、直接金融的による部分という

意味では落ちてきたのかな、こういうふうには思っております。まさにそういう中で、今委員が御指摘になりましたように、広い意味での資金仲介機能ということについての民業を補完していくという視点は大変に大事だと我々も認識をしておりますのでございます。

まさに、一步引いたところで、部分保証ですとか証券化等の手法を活用することによりまして、民間金融機関による貸し付けを一層促進する。ということとは、民間金融機関が資金余剰をもう少し吸い上げていく、こういうことにもつながっていくわけでございますが、そういうことによりまして資金仲介機能を適切に果たしていくということとが非常に重要だと考えておりまして、制度的にも必要な措置を講じておるところでございます。

新公庫みずからが、もちろん適切な資金供給は行なうわけですが、今申し上げましたような部分保証や証券化等の手法を活用した民間金融機関による貸し付けの一層の促進を図るということによりまして、全体として、新公庫が資金仲介機能、委員が御指摘になったような意味での資金仲介機能でございますが、これを適切に担っていくことが非常に重要である、こういうふうには考えておるところでございます。

○寺田委員 今、副大臣の方からも、こういう余剰部門と不足部門をつなぐ、民業の補完としての仲介機能の重要性について確認をすることができたというふうに思っています。

それで、この政策金融、公的金融が、もし仮に大きな国民負担を生じているのであれば、これは確かに大きな問題なんです、実は、トータルとしての公的金融機能は、国民負担を生じているところか国民余剰を生じているところにも我々は十分留意をしなければなりません。

すなわち、財投部門全体で見ると、これは財投レポートの数値でございますが、十七年度の数値、これは公表している直近のものが十七年度、まだ今十八年度分は出ておりませんが、において三兆六千億の純利益を出しております。これに

対しまして、国から財投機関への補助金投入額は一兆九千三百六十二億ということでございますから、明らかに、国民負担、トータルとしてはなっていないというふうなことも言えようかと思えます。

そういう中で、冒頭、経済効果についての御質問もさせていただいたわけですが、そういうプラスの活性化効果、経済効果に加えて、また雇用の創出など、国民経済上のトータルとしての便益やベネフィットがコストを上回っているのが現状だというふうにした場合、今後もそういったようなことが、すなわち、便益が費用を上回るような運営ができるのかどうか、これはぜひ大臣の方よりお答えをいただきたいと思えます。

○渡辺国務大臣 先ほど林副大臣の答弁にもありましたが、随分時間をかけて、じっくりと財投改革は行つてまいりました。私も、国会議員になつてすぐ配属されたチームが自民党の行革本部財投改革チームというところで、まさに林副大臣などとともに、あるいは今、塩崎官房長官などとともに改革に当たつた記憶がございます。

その中で、ちょうどそのころ金融危機みたいなものが起こつておりまして、政府の失敗と同時に市場の失敗というものも考え、一つの教訓としていかなければならないと考えたのでございます。まさしく、そうした教訓に基づいて今日の政府系金融機関の改革はあるものと考えております。

今、寺田委員御指摘のように、コスト・ベネフィットを考えて、国民経済上、ベネフィットがコストを上回らなければならぬ、まさにそのとおりだと考えます。そういう観点から、政策評価については適切に行つていくことが重要であると考えています。

これまで、政府系金融機関みずからが業務の評価を行い、ディスクロージャーにおいて公表すること、また、政策金融機関を所管する財務省の政策評価において、機関の運営について評価を行い公表すること、次に、機関の決算について、会計検査院に

よる検査を経て国会に提出することなどが行われております。

新公庫においては、第一に、新公庫に外部有識者を含めた評価委員会を置くことにいたしました。第二に、政府の行政改革推進本部のもとに、行政減量・効率化有識者会議において、業務について専門的な立場から評価、検証を行つていただくワーキングチームを設置し、その場においても議論をいただくことを検討いたしております。

このように業務についての評価の充実強化を図つて、業務の的確な実施に取り組んでまいりたいと考えております。

○寺田委員 まさに、そういうベネフィットがコストを上回る運営を続けていく、それを行うためにも、きちんと評価を行ひながらこの政策金融改革を続けていくということでございます。非常に重要なことでございます。

私も、今現在、党の方では行革推進本部、林副大臣が事務局長時代に特別会計改革チームの方に任命をされて、特会改革、まさにこの四月一日より施行されたわけですが、携わつておりました。引き続き、党の行革推進本部の方でも、こうした政策金融改革、先ほど有識者会議についても言及をされましたが、十分な連携をとる中で、成果が上がるようにこの政策金融改革を断行せんことを切に希望いたしまして、私の質問を終えます。

ありがとうございました。

○河本委員長 次に、石井啓一君。

○石井啓一委員 おはようございます。公明党の石井啓一です。

私も、今回の政策金融改革につきましましては当初から公明党の中で携わらせていただいております。今回、法案審査にこぎつたということで大変感慨深いものがございます。

まず、今回の政策金融改革の意義でございますけれども、私は大変大きな意義があるというふうに思っております。すなわち、現行の八つの政策

金融機関というのは、いずれも役所の事務次官を初めとする幹部の有力な天下り先になっておりまして、この改革に手をつけるということは今までとはとても難しかったことでございますけれども、今回、大胆な統廃合と業務のリストラを断行しまして、公的資金の入りの改革である郵政民営化に引き続いて、出口の改革である政策金融改革を行うということは私は大きな成果であるというふうに思っていますけれども、まず大臣の御感想を伺いたいと思います。

○渡辺国務大臣 石井委員御指摘のように、つい何年前かで、政策金融の改革なんてできっこないよと思われていた時代がございました。先ほど申し上げましたように、財投改革の歴史の中で、まず、入り口、中間、出口の切り離しを行いました。小泉内閣においては劇的に、入り口の一つである郵政民営化、一点突破大作戦を行ったわけでございます。そして、その次に政策金融の改革に取り組んだということでございまして、まさしく、できっこないよと思われていたこの大改革が実現するんだ、こういうのは私自身にとっても大変感慨深いものがございます。

この改革は、本会議でも述べましたように、資金の出口の改革でもございます。資金の流れを官から民へ改革することによって、国民の大切な資産が民間部門で活用され、経済の活性化につながっていくと考えております。

ここまでやる以上は、改革の後退は許さないというかたい決意でやってまいりたいと考えております。

○石井(啓)委員 大臣の強い決意を伺いました。よろしくお願ひしたいと思います。

ところで、政策金融改革の目的は、民業補完に徹して、肥大化した政策金融の規模を圧縮するということが一つ大きな目的でございまして、一方で、中低所得者や個人事業者、中小零細企業、農林水産業者などに対して、これは民間の金融機関にとっては、財務状況が強い上にリスク評価が難しいということから、なかなか民間

金融機関からの融資が受けにくかった方々に対して、従来、政策金融機関が民間を補完して融資を行ってきた。引き続き、この新しい日本政策金融公庫での的確な対応が必要になってくるわけでございます。

すなわち、政策金融改革というのは、民業補完の徹底によるリストラと、もう一つ、民間金融機関の及び腰な中小零細企業等の資金需要への的確な対応、これを両立させないことが非常に重要である、両立させなければならぬというふうに考えております。大臣の御見解を伺いたいと思います。

○渡辺国務大臣 やはり官の行う金融でございまして、これは必要最小限の民業補完に徹しなければならぬと思います。それと同時に、なかなか民が、委員の言葉を使えば及び腰である分野、あるいはいろいろな経済状況の中でそうした及び腰になってしまふ状況がないとは言え切れません。したがって、そういったところを補完すること、また、一種のセーフティネットとして機能する場面、そうしたことが政府系金融機関の業務でなければならぬと考えております。

新公庫法においては、まず民間金融機関がしっかりと金融仲介機能を果たすという前提でありまして、引き続き政策金融として必要な機能はしっかりと引き継いでいこうという方針でございまして。

また、市場の失敗という状況がないわけではございません。したがって、そういった危機的な状況において、新公庫に加えて、民営化したまま商工中金や政策投資銀行を含む指定金融機関を活用する制度を盛り込んでおります。

さらに、民業補完の観点から、部分保証、証券化などの手法を活用し、民間金融機関や資本市場からの資金調達を支援するため、民業補完業務を追加するなどの制度的な必要な措置を講じたところでございます。

ら、政策金融として、必要なら資金が円滑に供給されるよう運営していくことが重要であると考えております。

○石井(啓)委員 今の後半の部分ですね、必要なら資金が円滑に資金が行くところはずいぶんよろしくお願ひしたいと思います。

先ほどの質問でもございましたが、今回の政策金融の量的な目標としては、行革推進法で、平成十六年度末の現行の八つの政策金融機関の貸付残高の対GDP比を半減するという目標が掲げられておりますけれども、これは、今回、政投銀それから商工中金を民営化する、また、公営企業公庫の廃止ということで達成が確実になります。

ちなみに、八つの政策金融機関の十六年度末の貸付残高が約九十兆円でございますけれども、そのうち、政投銀が十四兆円、商工中金が約九・六兆円、公営企業金融公庫が二十五兆円でございますから、この三つを合わせただけで約四十九兆弱までいくわけですので、もう既に九十兆の半分までいってしまいますから達成確実なわけでございまして、今、新たに新公庫の貸付残高の削減目標を設定するかどうかというのが課題になっておりますし、また、新聞等でもそういったことが非常に取り上げられております。

そこで、まず四機関ですね、国金、農林金融公庫、中小公庫、国際協力銀行の国際金融勘定、この貸付残高の現在の合計と、それから、新しい公庫はもう既に業務の見直しが決められておりますから、業務の見直しによって新公庫の貸付残高がどういふふうになるのか、これを確認したいと思っております。その上で、新公庫の貸付残高の削減目標を設定されるかどうかについて、これは副大臣の方にお伺ひしたいと思います。

〔委員長退席、西村(康)委員長代理着席〕
○林副大臣 今、石井先生から御指摘がありまして、たように、機関の統廃合、民営化によりまして、その半減という目標が達成されることは確実だと考えておりますが、十七年度末におきまして、現行の今御指摘のあった四機関の貸付残高の合計は

二十七兆円となっております。

この先の話でございますけれども、中小公庫の一般貸し付けというのは廃止するということが決まっております。ただ、国民公庫が今教育資金をやっておりますけれども、この貸付対象の範囲をどういふふうにするかというところは、今後、低所得者の資金需要に配慮しつつ検討していく、こういうふうになっております。

そういうこともございまして、また、各機関の貸付残高が、今御指摘がありましたように、経年的に縮減傾向にございます。ただ、こういうものは、景気の変動や、まさに先ほどの御質疑でもありましたように、民間金融機関の動向等、補完機能ということでございまして、そういうことがあるものですから、定量的に現時点で今後どういふふうに移すかというのを見通すことがちょっと困難であるということをお願いいたします。

そういった意味で、新公庫の貸付残高にしまして削減目標を設定するということにつきまして、政策金融の的確な実施という観点、それから民間金融機関の動向等を踏まえて検討していく、こういうふうにしておりまして、そういった意味で、行政減量・効率化のところにワーキングチームというのをつくって、そういうところで専門的に御検討していただきたい、こういうふうにご覧のとおりでございます。

○石井(啓)委員 これから検討されるということでございますけれども、仮に新公庫の貸付残高の削減目標を設定する場合には、私は丁寧な検討をぜひお願いしたいと思っております。

中小零細企業の資金需要に的確に対応するということもございまして、民間金融機関がこれからどういふ貸し付けの動向になっていくのか、また、部分保証や証券化などの新たな民業補完の手法によって民間貸し付けがどのように促されていくのか、そういった活用状況等も踏まえながら、丁寧に、現実的にこれは御検討いただきたいと思っておりますが、大臣の方の御見解を伺いたいと思

す。

○渡辺国務大臣 やはり民間の資金需要動向には常に注意を払っていく必要があるかと思えます。目下のところ、日銀の短観、資金繰りDIなどを見ても、それほど資金が逼迫しているというような状況には中小企業においてもなっていないと認識をいたしております。

まず、先ほど副大臣が答弁されましたように、行革推進法に定められたGDP比半減目標は確実に達成をする必要がございます。その後の数値目標につきましては、中小零細企業などの資金需要への的確な対応、民間金融機関の動向、それから部分保証、証券化などの新たな民業補完の手法の活用状況などを踏まえて、先ほど申し上げましたように、検討をさせていただきたいと考えております。

行革大臣としては、新公庫の貸し付けが、政策金融改革の趣旨を踏まえ、民業補完に徹する観点から、適切な貸し付けの規模となつていくかどうかを不断にチェックしていくことが重要であると考へております。そのために、行政減量・効率化有識者会議において、専門的な立場から評価、検証を行っていくワーキングチームを設置することとしたしております。

○石井(啓)委員 この点についてちょっと重ねて申し上げておきたいと思ひますけれども、例えば、何年後に半分にするとか三分の一にするとか、そういう粗っぽい目標を設定しますと、先ほど言いましたように、本当に、政策金融機関として本来必要な資金が確保できないようなところも生じかねませんので、その点についてはぜひ丁寧な検討をお願いしたいと思ひます。

ところで、新しい公庫につきましても、組織の統合による経営の効率化を図るという観点から支店等の統廃合が行われるわけでございますけれども、その際、利用者が新しい統廃合された支店に行ったら、窓口がよくわからなくて窓口でたらい回しにされて、何か今までより使い勝手が悪くなったということにならないように、ぜひ、専門

性を有する職員を的確に配置するなど、利用者の利便性が維持あるいは向上されるようにしていただきたいと思ひます。この点についての対応も確認をさせていただきたいと思ひます。

○林副大臣 まさに、せっかく統合するわけでございますので、今委員の御指摘のようにならないようにしていきたいと思ひます。ところでございますが、まずは、やはり簡素で効率的な組織にしていくなければと思ひます。その中で、管理部門等の共通する業務は一元化をするし、同一地域に複数の支店が存在する場合の統合等を進めまして、役員数、職員の縮減や経費の節減を図っていくべきだと思ひます。

まさに今委員の御指摘のありましたように、支店を統廃合等するに当たっては、お客様の利便性の維持向上、維持だけではなくて向上までやっていこうと考えておるところでございます。

少し具体的に申し上げますと、第一に、支店に各専門分野に明るい担当者というのを適切に配置いたしまして、主要な支店等において新公庫のすべての金融サービスに関するワンストップサービスを提供するようにしていきたいと思ひます。ところでございます。その際、今まさに御指摘がございましたように、来られた方が迷わないように、わかりやすく案内をする等の工夫もやっていきたいと思ひます。

また二つ目は、業務に関するノウハウの共有等でございまして、よく地元でも私は言われるんですが、農林なら農林のわかつた人じゃないと困るよ、こういうことをよく言われました。しかし、今度中小公庫と一緒にすることによりまして、より法人的な経営をされる方にはそちらからの、中小企業の経営という観点からもノウハウを一緒になつてやっていく、こういうことが一つメリットとしては出てくるんじゃないかと考えております。まさにそういうことを共有することによって、新規創業の支援とか事業再生支援といった共通の課題について連携して取り組んでいきたい、こういうふうな考えております。

こういう取り組みによりまして、最初に申し上げましたように、維持だけではなくて、向上した、よりよくなつたなと思はれるように努力をしてまいりたいと思ひます。ところでございます。

○石井(啓)委員 その点についてはぜひよろしくお願いしたいと思ひます。

続きまして、新しい公庫の組織といひますか機関の設計についてお伺いしたいと思ひますけれども、法案によりまして、新しい公庫は会社法に基づいて設立されますので、設立準備委員会が会社法に基づいて定款で定めるところになるのかと思ひます。政府としてはどういふふうな体制を今の段階では想定されているのか。特に確認しておきたいのは役員の数です。現行四機関の役員数が現状どうなつておつて、新公庫ではその数がどういふふうになるのか、その点について確認をしておきたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 新機関の設計については、御案内のように、会社法に基づいて定款で定められることとなります。会社法を適用することによつてガバナンスをきかせるということが極めて大事なポイントであろうかと考へます。効率的な事業運営の実現と政策上必要な業務の確かな実施を図る観点からも、ふさわしい姿を模索、選択していく必要があるのはそのとおりでございます。

会社法に基づく機関の設置につきましては、定款の認可に当たつて、主務大臣が責任を持つて判断することとなります。

役員の数でございますが、現行四機関についてであります。独法、国際協力機構、JICA、これが国際協力銀行から承継する旧OECD業務に、非常勤の五人を含めて四十二人となります。新公庫の役員については、この法案を成立させていた後に、組織の具体的な姿を固めていく過程において決めていくこととなります。

その際、管理部門など共通する業務の一元化などを踏まえて適切な役員数としなければならぬのは当然でございます。具体的には、設立委員が

必要最小限の役員数を検討し、その上で主務大臣が判断をし、役員数を定款に定めることとなります。

当然のことではあります。私も行革大臣としてしっかりと見てまいります。

(西村(康)委員長代理退席、委員長着席)

○石井(啓)委員 従来、合併する場合、何か四分の三ルールというのがあつて、合併前に比べて少なくとも四分の三にするということがあるように思ひますが、渡辺大臣の方でその点についてはしっかりとチェックをさせていただきたいと思ひます。

続いて、具体的な業務に関して申し上げたいと思ひますが、まず教育貸し付けでございますけれども、行革推進法で、低所得者の資金需要に配慮しつつ、貸し付けの対象の範囲を縮小するというふうにされております。本法案では貸し付け対象要件を政令で規定するというふうになつてまいりませんか、それがどういふふうになるのか、伺いたいと思ひます。

これは、特に大学等へ入学する場合の入学金等で借りる場合が多いんですけれども、家庭においては高等教育の経済負担というのは非常に重くございまして、民間金融機関が必ずしも貸していただけたらと限らない。こういう現状も踏まえて、十分な検討、配慮をお願いしたいと思ひます。これは財務省の方に伺いたいと思ひます。

○香川政府参考人 教育貸し付けにつきましては、行政改革推進法等に基づきまして、低所得者の資金需要に配慮しつつ、所得制限を引き下げることにしております。見直しによつて民間金融機関からも新公庫からも借り入れを受けられない層が生じてしまうことのないよう十分考慮していくことが必要と考えております。

○石井(啓)委員 その答えのとおりなんですけれども、ぜひその点について、十分な検討、配慮をお願いしたいと思ひます。

これは、実は私ども、政策金融改革のときにこ

だわったところでございます。当初の草案では全部教育貸し付けをやめてしまおうというような案があつたんですけれども、いや、とても、民間の現状を考えた場合、中低所得者にそんな簡単に貸すようなところはないよ、そういうこともございまして、また、住宅ローン等を抱えて、なおかつ入学金等を用意しなきゃいけないという家庭では親戚等から借りるというものもなかなか大変だということがございます。これは引き続き新しい政策金融機関でやるべきだと私も強く主張して残させたいところでございますので、この点についてはよろしく願いたいと思います。

それから、先ほどの質問でもございましたので重なるかと存じますが、生活衛生関係営業者に關してでございますけれども、特にこれらの、理髪や美容あるいは料理関係等々、いわゆる生活衛生關係の營業者の方は、個人事業主が多うございまして、経営基盤が弱いですね。それから、民間の融資が受けにくいという声がございしますので、これまでも国民生活金融公庫で生活衛生貸し付けをやつてきたわけでありますけれども、引き続き、この新公庫での貸し付けが重要となります。

本法案におきます生活衛生関係営業者の位置づけと対応について、改めて確認をさせていただきたいと思います。

○渡辺国務大臣 生活衛生関係営業者は、国民にとって大変身近な業種でございます。事業者数数百万人、従業員数六百万人に及んでおります。したがって、これらの業種の方々が円滑に事業を継続する上で、政策金融の果たす役割は重要であると認識をいたしております。しっかりとこれらの政策金融の貸し付けは承継をしままいります。

新公庫法においては、こうしたことにかんがみて、最大限の法的位置づけを行っております。

第一に、第一条の目的規定において、行革推進法における生活衛生関係営業者を含むものとして用いられている国民一般の用語を用いるとともに、その点を第二条の定義において法文上明示をいたしました。

第二に、業務を規定した第十一条別表第一において、三号から七号まで生活衛生貸し付けを明記したしております。

第三に、第二十九条の新公庫の資金計画において、生活衛生関係の貸し付け予定額の合計額を明らかにしなければならないとしたしております。

さらに、新公庫の設立によつて生活衛生関係営業業者の方々が融資の利便性について不安を持たれることのないよう、新公庫の運営に当たつて十分配慮をしてまいります。

○石井(密)委員　それでは、最後の質問でございますけれども、担保、保証人の関係でありますけれども、民間の金融機関は、これまで不動産担保に過度に依存してきましたので、残念ながら、なかなか目きき機能というのがないんですね。正直言いましめて、国民生活金融公庫の窓口の方の方がよっぽど民間の方より目ききがあるんですよ。そういう担保等に余り依存せずに貸してきましてから、貸し先の信用性と事業性だとか、そういうノウハウをすごく持つていらっしゃるんですね。

民間の方にもぜひ担保や保証人を求めない融資を拡大していただきたいと思えますけれども、まず政策金融機関が率先してこれをやっていたきたい。これまでもマル経融資等で行っていたと思いますが、けれども、民間に先立つて、担保、保証人に依存しない融資を広めるという意味で、ぜひこういった制度を広げていただきたいと思えます。最後、質問をさせていただきたいと思えます。

○林副大臣　まさに目ききの機能というのは、委員がおつしやつたように大変大事なところでございます。土地の値段がずつと右肩上がりですがつておりましたこともあつて、土地担保をとればというようなことが銀行で見られたということはよく金融制度改革のときに御指摘があつたところでございますが、まさに目ききで、経営者を見て、経営プランを見て、この融資が大事ではないかというふう到我々も考えておるところでございまい

す。

こういって認識のもとで、政策金融機関においては、担保や保証の不要な融資の活用というものゝを、今御指摘のあつたようなところを進めておるほかに、先ほど申し上げましたような、再チャレンジする起業家の資金調達を支援するための融資の枠組みの創設等が行われたというふうに承知をしております。

新公庫におきましても同様の考え方でこうした取り組みを一層推進していくことが重要だというふうに考えておるところでございます。

○石井(啓)委員　ぜひお願いしたいと思います。
では、時間が参りましたので、以上で終わります。
ありがとうございます。

○河本委員長 次に、松浪健太君。

○松浪（健太）委員 自由民主党の松浪健太でございます。

最近は格差という言葉が頻繁に使われるようになりまして、何か格差というイメージが怪物みたいにひとり歩きしているような気もするわけがあります。何も、格差がないと言っているわけではありませんで、国民の心の中にこうした社会の二極化への不安と恐怖というようなものが広がっているのではないかなと思うわけがあります。

行革推進法のもと、効率的な政府をつくり、民間の主体性や自律性を高め、民間の活力が最大限に発揮されるようにするというのは非常に大切なことでありますが、一方で、何かセーフティーネットという部分に対しての不安があることも私は事実であらうかと思います。

聞くとところによりますと、今回は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社なのに公庫という名前を使っているというのはこの安心感のあらわれであるというふうにも伺っておりますけれども、以前は国民生活金融公庫という名前ですから、実に、ああ、国民生活が名称から消えてしまったというふうな不安があるのも、まあ、不安というのはどこからでもわいて出てくるものであります。そして、今回の政策金融改革は、官から民への

改革をすることによって、国民の大切な資産が民間部門で活用されて経済の活性化につながるという大きな意義のあるものであると思っております。

政策金融機関が担ってきた機能については、民
が担う部門と、そしてこれまでの、引き続き政策
金融機関が担うべき分野の整理を行ったというこ
とは非常に大事なことであらうと思っております。

今回の統合によって政策金融機関の運営効率化を図る、国民負担の軽減を図るということは大切であります。そして同時に、日本政策金融公庫の担う機能、民間では対応が困難な分野が多くあるということをしつかりと受けとめていかなければならないと思っております。

そこで、まず、今回の改革において統合される機関についても業務の廃止、縮減が行われることとなりますけれども、これにより各分野の資金調達支援に支障が生じないのか、行革担当の林副大臣に伺いたいと思います。

○林副大臣　まさに委員が御指摘になりましたように、この名称につきましては日本政策金融公庫とさせていただきます。これは最終的には安倍総理の御決断があつたところでございしますが、まさにいろいろな御議論を党でもいただきましたので、私も当時は党の事務局長でございましたので、いろいろな御意見があつたところを議員としても承知をいたしておるところでござい
ます。

それでこの業務で廃止、縮減される部分につきましては、党内の、与党での御議論や、また経済財政諮問会議での議論等におきましても、民間金融機関でやっていただけだろうと判断をされたものでございまして、まづもって民間金融機関にしっかりと対応してもらうということが重要であると考えておりまして、我々といたしきても、民間金融機関の貸し出し動向等についてきちつと見ていきたいとまず思っておりますでございます。

また、公庫の方でございませうけれども、この法案におきまして、先ほど来御議論があるような、政策金融として必要な機能を引き続きしっかりと担ってらうということとをまずしっかりと規定しております。

また、危機対応というところで、新公庫に加えまして、今度民営化になります商工中金や政策投資銀行を含んだ指定金融機関ということの制度を活用する制度を盛り込んでおるところでございませう。

また、民業補完という意味から、先ほど資金需給の御質問がありましたけれども、部分保証、証券化等の手法を活用して、いわゆる民間金融機関から、また資本市場からも資金調達によりやりやすくなるような支援をしていこうということと、民業補完業務を追加することなどで制度的に必要な措置を講じて、今委員がおっしゃったようなことがないようにしていきたいと考えておるところでございませう。

○松浪(健太)委員 ありがとうございます。

また、景気回復は何か堅調に進んでいると言われるわけでありませうけれども、なかなか国民末端までずつとこれが行き届いているという実感はないわけでありませう。これも事実でありまして、特に今国会は労働国会とも言われまして、雇用関係なんというのも非常にこれまでにないスポットの当たり方をしていると思ひます。特に正規雇用、非正規雇用と言われる、いわゆるこうした言葉も多く使われるようになってきたわけでありませう。

特に、私きのう本会議でも申し上げたんですけれども、この非正規という方が出ています、千六百万人も正規以外の方が出ています、正しくあらざと定義していくというのは私はいかなものかなと思ひつていくわけでありませう。特に、今回の法案にも共通した精神というのは、やはり、日の当たらない方、そしていわゆる報いの少ない方というのをなくしていくというのが大事だと思ひます。

内閣府の方でもいろいろな統計等を出されると私は思ひますけれども、これは質問通告はしていないので感想で構わないんですが、こうした方を、私は、正規というより、きのう本会議で申し上げたのは、例えば、今までの正社員を専属雇用として、次を選択的雇用として、なだらかないメージで見えていくような社会を目指すというところ。やはり私は、言葉は非常に大事だと思ひますが、この非正規という言葉は、きのうはちよつと厚労大臣から余りいい言葉が引き出せなかつたもので、これはまた政治判断だと思ひますので、特に大臣の感想を伺いたいと思ひます。

○渡辺(健太)大臣 安倍内閣においては、格差が固定化しない、そのために、いろいろなルートで格差を固定化しないための方策を講じております。再チャレンジ支援などもその一つでございませう。

今、松浪委員が御指摘になられたことは非常に有意義な御提案だと思ひます。ぜひそういう有意義な御意見をもちつといろいろな場面で広めていただきたいと思ひます。私も、委員の御提案には心を打たれるものがございます。

○松浪(健太)委員 ありがとうございます。予想を上回る前向きな御意見をいただきまして、感謝を申し上げる次第であります。

名は体をあらわすといひますけれども、こうした名称というのは私はやはり非常に大事だと思ひております。先ほど冒頭にも申し上げましたように、今回名称も変わるわけでありませう。

そして、これまでの名称をここで確認させていただきますと、昭和十三年に庶民金庫と恩給金庫というものがございました。そして、昭和二十四年にこの二つが統合をされまして、国民金融公庫という名前になりました。そして昭和四十二年には、この一部、いわゆる今の生活衛生部分でありますけれども、環境衛生金融公庫というのが昭和四十二年に一応分離をしたわけでありませう。それだけ環境衛生、生活衛生分野というのは微妙な問題があつて、そして、なかなか、これを専門的にやつていかなければいけないという意味のあらわ

れであつたろうと思ひます。

しかしながら、平成十一年であります、橋本行革の流れの中で、これが対等に合併をされるということになりました。そこで、国民金融公庫と環境衛生金融公庫、これが対等に合併したということとで国民生活金融公庫という名前になりました。そして、本店の中に企画部とか調査部をしつかりと置くというふうなことで平成十一年になったわけでありませう。

業界の皆さんは、非常に大きな時代の変化の中で、組織も変わつて、昭和四十二年に変わったものが平成十一年に変わつて、それまた十年もしないうちに自分たちの命綱を握る機関が変わつてくる、これはやはり非常に不安が起つても私は仕方がないことであらうかなというふうに思ひております。だからこそ、先ほど二人の委員が質問に立たれましたけれども、お二人ともがこの生活衛生分野について非常に言及をされたものと考えております。本会議でも、木村先生の方から渡辺大臣に対して質問をされまして、大臣から力強い答弁をいただいたわけでありませう。

改めてこの法案を見ると、生活衛生関係営業の用語や公衆衛生の用語というのが、なかなかしつかりと見当たりにくい。名称からも消えてしまつたし、そして、法案の中もなかなか、どこを探しても直接的に出てこないということがあるわけでありませう。

そこで、生活衛生関係営業者に對する政策金融の果たす役割についてどのような認識であるのか、また、本法案において、生活衛生関係営業者の資金調達支援についてどのように規定しているのか、行政改革担当大臣にお伺いをしたいと思ひます。

○渡辺(健太)大臣 生活関係営業者の事業者というのは、全国で約百万事業者ございませう。従業員数は何と六百万人に及びませう。まさしく我が国の経済、国民生活向上において大変重要な役割を担つておるものと考えています。これらの方々への国民生活金融公庫の融資というのは大変に重要なもの

があつたと思ひます。

したがつて、新公庫法においては、これら生活衛生関係営業者に對して最大限の法的措置づけを行つております。

第一に、目的規定であります、第一条においては、行革推進法で生活衛生関係者を含むものとして用いられております用語、国民一般という言葉を使つております。その点を第二条の定義において法文上明示をいたしております。

次に、業務を規定した第十一条別表第一において、三号から七号まで生活衛生貸し付けを明記いたしております。

第三に、第二十九条の新公庫の資金計画において、生活衛生関係の貸付予定額の合計額を明らかにしなければならぬといひたしておるところでございませう。

○松浪(健太)委員 ありがとうございます。今、合計額という話もありましたけれども、民間金融機関ではなかなか対応ができない分野であります。今後とも、政策金融として、必要なニーズに對して質と量、これを両方とも的確に確保していくべきだと考えますけれども、その質、量といったものの確かな対応について伺いたいと思ひます。

○渡辺(健太)大臣 質、量ともに的確な対応を考えたいと思ひます。新公庫の業務を規定した第十一条別表第一の第三号から七号に、先ほど申し上げましたように明記をいたしております。この条項に従ひまして、引き続き、生活衛生関係者への資金の貸し付けをしつかりと承継してまいります。各年度の具体的な貸付規模においては、今回の法案に、予算とともに国会に提出する資金計画において生活衛生関係の貸付予定額を明らかにしなければならぬという規定を盛り込んでおります。

政策ニーズを踏まえ、必要な事業規模を十分検討した上で、国会の議決をいただいて実施をしていくこととなります。政府としても、新公庫の設立により、生活衛生関係営業の方々で融資や利

便性について不安を持たれることのないよう、新公庫の運営に当たっては十分に配慮をいたしてまいります。

○松浪(健太)委員 ありがとうございます。

統合後も、やはり民間金融機関の動向というものもしっかりと見ながら、本当に光が当たらないところに政策金融の支えが回るように、政府におかれましては、きちんと運用をお願いしたい、万全を期していただきたいと思うわけであります。

次に、日本政策金融公庫における危機時の金融支援のあり方についての質問をさせていただきますと思います。

先月発生いたしました能登半島地震においては、亡くなられた方、そして被災に遭われた方にお見舞いを申し上げる次第でありますけれども、まさに、冒頭に申し上げましたように、セーフティーネットというもので、こうした地震、災害といったものに対する安心感というのが、これが私は最大の公共的な意味でのセーフティーネットであると思っております。

こうした災害の復旧対策として、政策金融機関の果たすべき役割というのは極めて重要であります。今回の地震におきましても、家屋の崩壊やライフラインの寸断に加えて、風評被害もございします。特に地元では、伝統工芸、観光業などの地場産業への打撃というものが非常に大きなものがあると認識をしている次第であります。

こうした被害を踏まえて、国民金融公庫を初め、現行の政策金融機関はどのような対応を行っているのか、迅速な取り組みがなされているのか、財務省に伺いたいと思います。

○香川(参考人) 今般の能登半島地震におきましても、国民生活金融公庫を初め、現行の政策金融機関におきまして、特別相談窓口の設置でありますとか、災害復旧貸し付けの実施、それから、既往債権の返済条件の緩和等について迅速な対応を行っております。

○松浪(健太)委員 地域の復興に向けた取り組み

というのはまだまだこれからであろうかと思えます。災害から立ち上がろうとする方々への金融支援に遺漏のないよう、現行の政策金融機関においては、引き続き万全を尽くしていただきたいと思うわけであります。

それから、新たに日本政策金融公庫となっても、こうした迅速かつ円滑な対応が行われなければならないと思います。今回の政策金融機関においては、資金の流れを官から民への考え方のもとに政策金融機能が限定されることとなりました。今回の震災に対する対応と同様、危機時においては適切に対応が行われなければならないと思うわけであります。

今回の法案におきまして、こうした危機時に迅速かつ円滑な対応が行われるよう十分に手当てがされているのでしょうか。特に、商工中金や日本政策投資銀行については、今回のような震災時を初め、これまでたび重なる危機におきまして、被害を受けた中小企業に対する資金繰りの確保、インフラ復旧資金の供給等で重要な役割を果たしてきているものと思っております。

今回、この両機関が完全に民営化をされます。危機時における中小企業の支援やインフラ復興に支障を来すことがあってはならないと思えますけれども、どのような措置が講じられているのか、行革担当大臣にお伺いをいたします。

○渡辺(参考人) 危機対応というのは大変重要な政府の役割の一つであると考えています。

危機には、例えば、今御指摘の自然災害とかテロとか、それから、大規模な感染症の蔓延とか、あるいは、つい何年か前に我々が直面したように、国民の不安心理が一気に蔓延を遂げていった金融が大混乱に陥るような状況とか、そういったことがこれからは言えませんが、そういったこと、こうした危機対応を円滑に、かつ迅速に実施するためには、政策金融として直接貸し付け等による対応が必要となるわけでございます。

危機対応業務を的確に実施できる民間金融機関を、その自主的な申請に基づいてあらかじめ指定

をいたします。そして、新公庫が実施するリスク補完措置を前提として、完全民営化する商工中金や政策投資銀行を含む当該指定金融機関がみずからリスク判断で貸し付け等の業務を行う、こうしたことを危機対応制度として本法案に盛り込んでおるところであります。中小企業金融やインフラ整備等に支障が生じないように、制度的な手当ても行っているところでございます。

○松浪(健太)委員 ありがとうございます。

あと、今回、危機対応のこうした民間金融機関からの申請に基づき国が指定金融機関をあらかじめ規定することができるといふふうに聞いております。今おっしゃられたような、政投関係として商工中金に加えて、自分で手を挙げた民間金融機関というものがあらかじめ指定するとなっておりましても、この指定についてどのような規定をされているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○渡辺(参考人) できるだけ多くの金融機関を指定する必要がありますとの御認識かと存じます。

今回法案化する危機対応制度については、民間金融機関の自主的な申請が前提であります。したがって、現段階でその数を見込むことは困難であります。法案成立後には、申請が適切に行われるよう、政府として、民間金融機関に対して、危機対応制度はこういうものであるという周知徹底を図っていくことになろうかと思えます。

○松浪(健太)委員 あくまで民間の自主的な対応ということでありまして、これは自分で手を挙げていただくということでありまして、自分で手を挙げる民間金融機関が少ないとか、もう本当にほとんどないとかいうことにならないように、しっかりとした対応を行っていただきたいと思うわけでありまして。

次に、中小企業向けの貸し付けについて質問をさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、安倍政権は、再チャレンジというものを前面に押し出して、社会のセーフティーネットをしつかりと整備しようという

いうことになっております。国民それぞれの個性や価値観というものにも注目をして、働き方と暮らしをよくしていくことに力を注ぐということが重要であります。先ほど申し上げた格差の問題というものもしっかりと対応しなければいけないと思うわけでありまして。

そして、こうした中で、中小企業というのは全国に約四百三十二万社存在するわけであります。日本の雇用の約七割を占めている、日本経済活性化や雇用確保のかぎであります。このような中小企業について、しっかりと対応しなければなりません。

その面で、中小企業の再チャレンジの支援のための具体的な取り組みについて、中小企業庁にお伺いをいたします。

○近藤(参考人) お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、何度でもチャレンジできる社会を構築するためには、過去に事業に失敗した方による再起業を支援するということは非常に重要な問題でございます。とりわけ、再起業を行う方にとりまして資金面での困難が大きいことから、金融面での支援が重要だと考えておるところでございます。

このため、私どもは、まず今年度から、創業に再挑戦する方を対象とした再チャレンジ支援融資というものをスタートさせました。また、ビジネスプランを審査した上で、無担保、無保証人で融資を行う新しい創業融資制度につきまして、再起業者への支援の観点から、今年度から貸付限度額の引き上げ、自己資金要件の緩和といったこともしたところでございます。さらに、民間金融機関による再挑戦者への支援を促進するために、信用保証協会において、再挑戦支援保証制度を創設する方向で、現在、国会での御審議をいただいております。

こういったものに加えまして、事業承継の見通しがつかない事業の早期撤退も非常に重要でございます。ややもすると、日本人は頑張り過ぎてしまふというところがございます。むしろ、再出

発のためにタールを投げてやるというのは大事だと考えておりました。こういった場合にいろいろ専門的なアドバイスをしつかりやるような、早期転換・再挑戦支援窓口というものを全国に設置していきたい、こういった政策を通じて再チャレンジをしつかりと支援してまいりたいと考えております。

○松浪(健太)委員 まさに、今おっしゃった点も非常に大事であると思います。日本人は何かと働き過ぎだということも我々は非常に感じるわけでありまして、今、自民党の若手の我々の議論の中では、例えば正月は、三日間はもう正月休業法にして家族のきずなを確かめてもらおうとか、セブンイレブンも、本当に最近ではセブンイレブンがセブンイレブンでなくなつてきておりまして、二十四時間になつていますから、我々自身がこうしたものについての対応もやつていかなければいけない、本当に社会のルールを、中小企業の皆さんにしわ寄せが行かないようにしていかなければならないと思うわけであります。

そこで、今おっしゃったような中小企業への資金供給機能を、これから中小企業金融公庫は日本政策金融公庫に統合されることとなります。昨年の行革推進法及び制度設計においては、中小企業向けの金融公庫については新政策金融公庫にしつかりと引き継がれることが決定していたところであり、これを受けて、日本政策金融公庫法案においても日本政策金融公庫の目的として位置づけられております。これまでどおり中小企業向けの資金供給がしつかりなされると思えますけれども、日本政策金融公庫への統合後にも、金融面における再チャレンジ支援というのは引き続き重要であります。

そこで、こうした再チャレンジを、必要な財政措置という面からしつかりと確保されるのか、中小企業庁にお伺いをいたします。

○近藤政府参考人 お答え申し上げます。今申し上げましたように、私どもにとりまして、この再チャレンジというのは最も重要な政策課題の一つでございます。この新しい政策金融公庫、株式会社日本政策金融公庫法案の中でもこういった政策課題にしつかりと対応していく、金融機能の承継ということが規定をされているところでございまして、私どもも、新しい機関統合後も、重要な政策課題でございまして、ぜひしつかりと取り組んでまいりたいと考えております。

それから、再チャレンジ支援に係る財政措置につきましても、財政当局と協議をしながら、再チャレンジ支援策の効果が十分に発揮されるように、対応していきたいと考えているところでございます。

最後に、今回の公庫法案におきましては、一般貸し付けの廃止が明記をされているわけでありまして、資金の流れを官から民へ改革するために、必要な手当てではありますけれども、他方、これまでも中小企業金融公庫から貸し付けを受けていた中小企業にも影響があつてはならないと考えております。

そこで、中小企業金融公庫が行っている一般貸し付けについては、どの程度、どのような量の貸し付けを受けているのか、また、一般貸し付けの廃止が明記をされておりますけれども、一定数の中小企業の方々が現在一般貸し付けを利用している実態を踏まえて、今後、どのような影響があるのか、中小企業庁に伺います。

○近藤政府参考人 お答えを申し上げます。まず、中小公庫の貸し付けについてでございますけれども、十七年度実績で、貸付実績、総貸付額が一兆三千億円でございます。貸付件数で二万六千件でございます。この中で、今先生御指摘のございました一般貸し付けは、一千八百億円、二千七百件でございます。金額ベースで一四％、件数ベースで約一〇％を占めているところでございます。

この新しいものに對しまして、今、私どもの具

体的な中身を見ますと、不動産と製造業の中身が多くなつておりまして、不動産業での一般貸し付けの件数、金額は相当大きくなつてございます。し、製造業でも、件数、金額ともに三割を超えるような数字になつていっているのがまず現状でございます。

○松浪(健太)委員 まさに政治は心であります。経済におきましてもマインドという言葉がありまして、我々はこの国民のマインドというものをしつかりと対応しながら、政府におかれましてもこの政策を行つていただきますようお願い申し上げます。

○河本委員長 次に、泉健太君。

○泉委員 民主党の泉健太です。

いよいよこの政策金融公庫の法案がスタートをいたしました。大変多岐にわたる法案でありまして、我々民主党も、こういった形で財投の資金の出口の部分の改革がいよいよ始まるということについては、基本的には賛同いたすものであります。そして一方で、今、格差の社会のことも言われておりますけれども、セーフティーネットをいかに確保していくか、国民の不安を解消していくかということも我々が特に注視をしている観点でもあります。きょうは、そういった観点から数点質問をさせていただきたいというふうに思っています。

まず、先日、衆議院の本会議でございました。この衆議院の本会議で、与野党から質問の中で、やはりまず一番最初に、この政策金融改革の意義は何なのかということの質問がございました。大臣、改めて、この政策金融改革の意義、お答えをいただきたいと思つております。

○渡辺国務大臣 これは本会議でも申し上げたこととでございますが、官業ビジネスが肥大化をしまして、政府の失敗が起きたわけでございます。財政投融資という巨大ないわば統制型の金融が長年行われてまいりました。その財投資金が公社、公団に流れ込んで、例えば国鉄の不良債務の

ように膨大な国民負担をつくつてしまつた。そういった政府の失敗を教訓として、この財政投融資改革を行つてまいりました経緯がございます。そして、今回、郵政民営化に続いて、資金の出口の改革が位置づけられたわけでございます。資金の流れを官から民へ改革することによつて、国民の大切な資産が民間部門で活用され、経済の活性化が図られていくというのは、政府の失敗の教訓にかんがみれば、大変重要なことではないかと考えておるところであります。

現行の政策金融機関の担つていた機能を抜本的に見直し、完全民営化・廃止される機関の機能を政策金融の外側に切り出すとともに、必要最小限の業務は一つの新たな政策金融機関に担わせることとしておるわけでございます。

○泉委員 今大臣がおっしゃったように、私も、公社、公団、実例では国鉄というお話がございましたが、まさにそういうものに対する国民から集めた資金の巨額な投資、その中に非効率や無駄があつたということは、これは多くの国民も知るところであるというふうに思っています。

ただ、この中で、まさに国民生活にかかわるところに流れてきた財政投融資の本来に小口の細かい資金の流れまでもが今一緒に改革の波に洗われようとしているのではないのかな、そういう懸念も一方ではしております。

もちろん、いろいろなセーフティーネットを考えられているところではあります。まず最初の考え方として、出口の改革、これは大いに結構だと思つております。出口の改革は大いに結構なんです。大臣がおっしゃったような、例えば、公団、公社あるいは都市基盤整備の機構ですとか都市再生機構とか、こういう大型プロジェクトと言われるものに対して財政投融資が資金を出してきたということについての無駄というお話はよく私も聞くんですね。

では一方で、大臣に御見解をお伺いしたいんですが、例えば、国民生活金融公庫や中小企業金融公庫に対するこれまでの財政投融資の使い方、こ

第一類第一号 内閣委員会議録第十号 平成十九年四月四日

ここに大きな無駄があったというようなお考えはございますでしょうか。

○渡辺国務大臣 国民金融公庫や中小企業金融公庫がそれぞれの分野で果たしてきた役割については、私も大変高く評価をいたしております。

例えば国金におけるマル経融資などというのは、これは相当ノウハウも蓄積され、一種の零細企業向けのセーフティネットとなっていると言っても過言ではなからうと思います。また、恩給担保貸し付けなどというのも一種の弱者配慮の金融ビジネスであらうかと思えます。

中小企業金融公庫におきましても、デフレ下の金融危機的な状況のもとで民間金融機関が貸し渋りに走るときに、まさにセーフティネットとしての威力を発揮したのは記憶に新しいところでございます。

したがって、そうした機能は今回しっかりと引き継いでまいる覚悟でございます。全体として政府系金融機関にやはり必要最小限の機能は残していくということは、今回、心を砕いて考えたところでございます。

○泉委員 必要最小限というふうに絞らなければならなかった。もちろん、必要最小限、不必要なものには確かに不要ですけれども、一方で、やはり根本的な財政投融資における問題というのは、そういう巨額なプロジェクトの方にお金を投入してきた、資金を投入してきたことが本来の問題点であって、決して、個々個別の中小の業者に対する融資の方に問題があったという認識は、私はこれは持っていないわけです。

ただ、一方で民業圧迫だというような御指摘もございまして、大臣は、こういった国民生活金融公庫あるいは中小企業金融公庫が民業圧迫をしているという御認識をお持ちでしょうか。

○渡辺国務大臣 本来、民間でできることを官がやる必要は基本的にはないんだろーと思えます。やはり官の立場というのは、民間に任せておくと、市場の失敗とか、そういう場面においてうまくいかないということについては官がその補完的

な役割を担うということが必要であらうかと思えます。

民業圧迫という御意見は私もさんざん聞いてまいりました。例えば日本の金利の体系というものを考えてみますと、貸付残高と金利をグラフにしてみますと、二割ぐらいのところに巨大な山があるんですね。これは一種の土地担保融資の山でございます。そして、この金利の山が突然小さくなって、次にあらわれてくる小さなこぶが二〇%を超えたところに出てくる。非常にいびつな金利体系が日本の金融の偽らざる実情なのでございます。

したがって、こうした実情を考えると、やはりリスクに見合ったプレミアムをとるという金融は日本において必要なのではないかと考えるわけでございます。

インフレのときにはいいんです。資産価格が名目成長率を超えるような上昇を続けている時代にはこういう日本型の、いわばリスクをとらなくても済むような金融というのが威力を発揮したものと考えますが、しかし、一たん逆サイクルに回ってしまう、例えば資産価格が右肩下がり下落を続ける、一般物価まで下落を始めるというふうになりますと、これは債務というものが自己増殖をしていく、いわゆるデットデフレーションというふうな経済に陥ってしまうわけでございます。

したがって、そういうことを考えれば、やはり日本の金融があるべき姿に正常化をしていくという過程は避けて通れなかつたのではないでしようか。官が担ってきた部門というのはできるだけ小さくしていく、そして金利機能というものが正常に働いていく、そういう金融は目指していかねければならないと考えております。

○泉委員 今、金利のお話でございましたけれども、確かに、インフレのときにはリスクをとらない金融というものが成り立っていた、しかし、今はそういう時代ではないというお話もございました。

でも、今の政権の戦略というのが、また、一時期の失われた十年を、あるいは十五年を乗り越えて、インフレの方向に向かっていくというか経済成長の方向に向かっていくというか、これを考えてみると、一方で格差が、国民の多くが認識をしているという状況であることを考えると、まさに今行わなければならないのは、先ほど大臣が言ったようなリスクをとらない金融というものをもう少し継続させるということではないのかなというふうに思いますが、いかがですか。

○渡辺国務大臣 金貸しがリスクをとらないということはあり得ないことだと思うんですね。リスクをとるに過ぎずリスク管理に失敗しちゃった銀行はたくさんございまして、やはりきちんとリスクをとり、資金仲介機能を果たしていく。また、リスク管理に失敗すると悲惨なことになり、これが国民負担につながっていくことが明らかになつたわけでございまして、きちんと金融機関はリスク管理を徹底してもらおうということが必要であらうかと思えます。

一方、世の中全部市場原理でやれと言われても、なかなか、市場が失敗をする分野がないわけではございません。やはり最低限のセーフティネットというものは、金融の世界でも、それはあつていいのだと思えます。

したがって、そういう分野において政策金融の役割というのは今でも残っているわけでございまして、そうした観点から今回の新公庫法を考えたところでございます。

○泉委員 大臣が言った言葉がリスクをとらない金融という言葉でしたので、私はそれを使わせていただいたのですが、全くそれはとらないというのはあり得ない話ですが。

大臣、先ほど、二割のところにまず金利の山がある、そして二〇%を超えたところにまた一つの山があるというお話がございました。それでいいますと、私はまさに政策金融というのは、その二割の山の部分の、国民の生活を支えてくれるところで活躍してきたという威力を発揮してきた

というふうに思うわけですが、二〇%を超えたところに最近もう一つの山ができてつある。そしてまた、消費者金融の問題ですとか、さまざま大手の金融機関までもが高い金利のさまざまな商品を出すようになってきているという状況で考えると、私は、今まさに、低金利のサービスというものをいかに維持していくか、いかに国民に提供していくかというのが非常に大事な観点ではないのかなというふうに思っておるわけですが、大臣は、いわゆるその金利の山を今後どうなされていきたいというふうにお考えですか。

○渡辺国務大臣 イメージ的に言えば、こういうフタコブラクダみたいな金利体系が、理論的に、金利が正常に働くと考えれば、もうちょっとなどらかなものに多分なっていくんだらうと思えます。

しかし、日本では相変わらずデフレが続いております。デフレ下において、例えば日本銀行が短期金利を上げて、競争が激しい金融の世界では、貸付約定平均金利は逆に下がってしまうというふうなことが今起こっているんですね。したがって、なかなか金利の正常化というのは、デフレのもとでは働いていかないという現実がございします。

一方、二〇%を超えたところにできた小さなこぶというのは、これまた日本の金融のいびつさをあらわしているものであります。まさしく、昨年の臨時国会において貸金業法等の抜本的な見直しを行ったわけでございまして、こうした規制金利にへばりついた金利体系が、今後恐らく、こつちの高い方の金利はもっと低い方に向かってさや寄せされていくのではないかと考えております。

○泉委員 たくさんの問題をきょうは用意していますので、余り一つにずつかかわりはできませんけれども、例えばでちよつと具体的にお伺いをしたいんです。

教育資金貸し付け、これを今回は対象範囲を縮小していくということでございます。聞くところによると、年取九百九十万以下の現行の所得制

限を引き下げるといふような方向性だといふふう
に聞いておりますが、それでよろしいかどうか
と、ある程度、もう既にその方向性の中で具体的
数字が見えつつあるのかどうか、聞きたいと思
います。

○渡辺国務大臣 教育資金貸し付けというのは、
今委員が御指摘になられましたように、年取基準
が九百九十万円となっておりまして、この見直しに
当たっては、低所得者の資金需要に配慮しつつ決
定することになっております。

具体的なかんじは、公庫が撤退することによつ
て、民間金融機関からも公庫からも借り入れが受
けられない、そういう層が生じてしまうことにな
るという十分配慮した上で、政令において決定を
していくことになっております。

○泉委員 もう一つ、中小企業金融公庫の一般貸
し付けも廃止をされるということでありまして、
でも、この中小企業金融公庫の一般貸し付けにつ
いては、現在の規模、これは事務方で結構ですけ
れども、どれぐらいの貸し付けを行っているん
でしょうか。

○近藤政府参考人 中小企業の貸し付けの規模に
つきましては、中小企業金融公庫の現在の貸付実
績が、先ほども申し上げましたけれども、総貸し
付けで一兆三千億円ございます。二万六千件の件
数でございます。その中で、一般貸し付けは千八
百億円、二千七百件の件数でございます。

中身をちょっと業種別に見ますと、不動産業が
一般貸し付けの約四分の一を占めておりまして、
件数ベースで六百九十件、金額ベースで六百億円
でございます。製造業が約三分の一を占めており
まして、件数で九百二十件、金額ベースで五百四
十億円という実態でございます。

○泉委員 今、今後変化があるだろうとほぼ確定
をしている二つのことについてお伺いをしたわけ
ですが、例えば教育資金貸し付けなんかについて
は、今政府の方向性というか、例えば児童手当で
いいますと、所得制限を上げていく方向ですね。
また、日本は、よく言われるように、OECD諸

国の中では教育にかける予算が少ないんじゃない
かという指摘もよくされる状況ですね。にもかか
わらず、この教育資金貸し付けの所得制限を引き
下げて対象範囲を縮小していかなければならない
その理由が私はいまいちわからないわけです。

政府はどちらの方向を向いているんだらうかと
いう気がしてならないわけですが、大臣、そうい
う児童手当や教育予算ということについては、政
府の今の取り組みはできるだけ増していこうとい
うような方向にもかかわらず、この資金貸し付け
については下げていくというのとはなぜなんだ
でしょうか。

○渡辺国務大臣 我々の発想は、政府というもの
のべつ幕なし何でもやっていく、政府がどんど
ん肥大化していくということでは望みません。民間
が基本的にやるべきこと、政府がやらなくても民間
ができることは民間に任せよう、そういう方針で
政策体系を組み立てております。したがって、教
育ローンのように、これは民間の金融ビジネスと
しても大いに成り立つのではないかと考えられる
ものについては、やはり民間に基本的に任せてい
くべきだろうと考えております。

しかし、先ほども申し上げましたように、こう
いう教育ローンを利用されている方が現にいらつ
しやるわけでございます。それで、この教育ロー
ンを縮小しましたときに、民間からも借りられな
いという層が出てくるのは非常にまずいものでご
ざいますから、そういう人が出てこないような縮
減を今考えているところでございます。

○泉委員 想定範囲内で結構ですけれども、今
回、国民生活金融公庫が教育資金貸し付けにつ
いて所得制限を引き下げる、あるいは中小企業金融
公庫が一般貸し付けを廃止するというところで民間
の方に恐らく資金は流れるとは思いますが、
サービスは民間の方のサービスが充実していくと
は思うんですが、金利の上昇ということは考えら
れるというふうに考えていてよろしいんでしょう
か。こういった教育ローンなり中小企業に対する
貸し付けの民間の金利の水準、これはやはり上

がっていくというふうに考えてよろしいんでしょ
うか。

○渡辺国務大臣 金利の水準については、日本銀
行の金融政策や経済情勢が大いにかかわると思
います。また、先ほど申し上げましたように、民
間金融機関の競争が非常に激しい分野において
は、日銀の金融政策にかかわらず平均約定金利が
低下をするというようなことが現に起こっている
わけでございますから、一概に、これを民間に任
せたら金利が上がるとは言えないのではないで
しょうか。

○泉委員 ありがとうございます。

とにかく、この一番最初の改革の意義というこ
とについては、私は、財投の改革、出口の改革は
大いに結構だけれども、しかし、多くの国民が望
んでいた改革というのは、大口の大プロジェクト
の、また、大きな天下りの改革でありまして、こ
ういった国民生活にかかわる部分についての改革
というのは必ずしも望んでいなかったのではない
かということをお伝えしたかったということであ
りまして、ぜひその点は、よく御配慮いただい
ている答弁は私以外の質疑者のときにもありました
ので、その観点をぜひこれから持っていただいた
いというふうに思います。

もう一つ、証券化のことで、先ほどのリスクプ
レミアムの件ですけれども、この証券化は、こう
いった細かい、例えば環境衛生の分野ですとか、
国民生活金融公庫の分野でもそれぞれ証券化の仕
組みを進めていくということだと思っております。
これはもうかなりどの分野でも、そして小口の融
資、貸し付けに関しても具体化がほぼ進んでい
て、現実的にやっていけそうだという状況なん
でしょうか。

○渡辺国務大臣 正確な答弁をお求めになるんで
したら政府委員の方から答弁させますけれども、
証券化の業務というのは、私の理解では、今のよ
うなIT技術が進歩いたしまして、いわゆる大数
の法則さえわかれば、ローンを束ねて、大
体デフォルト率はこれくらいだろうということ

が簡単に計測されます。したがって、それほど難
しいものではないと考えております。

こうした金融技術を駆使することによって何が
得られるかといえ、全体のバランスシートのス
リム化が達成されるということと同時に、政府が
そうした証券化の玉を市場に出すわけでございま
すから、こうした証券化市場が活性化をしていく
ということが考えられるのではないのでしょうか。

○泉委員 これも、やはりそれぞれの中小零細に
なると、経営実態というのがかなりばらばらだ
ということ、証券化が非常に難しいんじゃないか
というふうにも私も考えておりまして、その結果、
仮に証券化できたとしても、融資対象ですとか額
が狭まったり、金利が上がったりということが予
想されることもありまして、そこは慎重に、この
証券化については手法をよくよく考えたいだ
いに検討していただきたいというふうに思います。
次ですけれども、こうして各政策金融機関が合
併をします。先ほどから話がございますように、
その効果について本会議でも質問がありました。
もちろん、ワンストップサービスを進める、ある
いは管理部門を統合する、資金調達コストを下
げる、主にこの三点はお伺いしたわけですが、
も、具体的に、例えば店舗におきまして、我が党
の佐々木議員が質問したときには、二十四店舗の
統合が既に決定しているというようにお話をさ
せていただきましたけれども、ただ、支店が重複
しているのという二十店舗あるというようにお話
でございます。その二十四店舗というわけであ
るもの以上、現在数字はお持ちでしょうか。

○大藤政府参考人 支店の統合についてのお問
い合わせでございます。

まず、今回統合されます国内三公庫で、現在二
百三十三の店舗がございます。これを現在の機
関別に見てみますと、国民生活金融公庫が百五十
二、中小企業金融公庫が五十九、農林漁業金融公
庫が二十二というふうになっております。この所
在を見てみますと、このうち六十地域で、同一地
域に複数の支店、二ないし三の支店があるという

ことでございます。

ということでございます。これをいわれる利用者利便を低下させることなく極力統合していくの方針のもと、現在、関係省庁及び関係機関間で検討作業を行っているということでございます。

ただいま二十四という御指摘ございましたけれども、これは十九年度予算で手当てした箇所でございます。現在、先ほどお話ししました基本的な考え方のもとに、関係者間で調整を進めているところでございます。

ということで、現在、統合予定の具体的な店舗名でありますとか数について御説明できる段階ではございませんけれども、いずれにしても、政策金融改革の趣旨に沿った最大限の合理化効果が発揮できるよう検討を進めていきたいと考えております。

○泉委員 多くの国民が、やはり、今までおつき合いのあったというか利用してきた金融機関が統合される、それだけで不安を感じていると思うんですが、その姿が見えない。しかし、こうして法律の審議は進んでいくという状況でして、最近はいつも、後で決める、政令で定めるといようなことも大変多いわけですから、それだとなかなか、我々も質疑をしていく中では、非常に見えにくい、判断のしようがないというところもございいます。

考え方として、今、国民に不便がないようにというところでありますけれども、重複した地域に店舗が併存するというのもあり得ると考えていいんじゃないか、それとも、最終的には、重複した地域があればそれは統合という考え方でよろしいでしょうか。

○渡辺国務大臣 先ほども答弁したかと思いますが、国内三公庫の二百三十三の店舗のうち、六十地域で同一地域に複数の支店が存在しております。これをやはり極力統合していく方針が必要ではないかと考えております。

○泉委員 八十じゃないですか。

○鈴木政府参考人 数字について御説明申し上げます。

繰り返しになりますけれども、現在、国民生活金融公庫の支店が百五十二ございます。それから中小企業金融公庫の支店が五十九、農林漁業金融公庫が二十二ございまして、六十地域で重複がございます。その重複する支店の数でございますけれども、それが先ほど先生が申されました八十で、一つの地域に二ないし三がございますので、六十地域八十支店でございます。

それから、十九年度予算で統合を決めまして減ります店舗数が二十四店舗でございます。

以上が数字でございます。

○泉委員 もう一つ、たしか四機関で千百人、管理部門の一元化によって人員削減ということですが、管理部門で共通するのが四機関計で千百人でございます。一方で、二十四店舗、もう統合が決定されているということになりますと、この人員削減の数というのはどれぐらいになりますでしょうか。

○鈴木政府参考人 ただいま先生御指摘の千百名でございますけれども、これは本店また支店の管理部門等を合わせました人数でございます。私ども、できるだけ十九年度予算に、統合できる店舗の予算を前倒しで計上するようにということで作業を進めてまいりまして、これからその中の組織体制等々また検討していくものもございまして、今の段階で、何人ぐらい減るのかということところの精査はまだできていないところでございます。

○泉委員 済みません、それはいつぐらいにできる御予定でしょうか。

○鈴木政府参考人 私ども、できるだけ早期に作業を進めてまいりたいと考えておりますけれども、まことに恐れ入りますけれども、最終的には平成二十年の十月一日に統合いたしますので、この統合が順調に進むようにその前に人事配置等も行いが必要でございますので、今この時点で何月何日までにと言うことはできませんけれども、できるだけ早期に、統合に支障がないように進めてまいりたいと考えております。

○泉委員 ちょっとまだ、今のままでは具体的な姿がいまいち見えにくい。せっかく統合されるのであれば、最新のさまざまなシステムを使いながら、不便のないように、しかし効率的な店舗展開というのをぜひお願いしたいと思うわけですが、まだ姿が見えない。そして、人員の削減効果についても不透明だという状況であるということでもあります。

次にお伺いをしたいのは、きょう、厚生労働省の方にも来ていただいておりますけれども、先ほどから多くの質問者が生活衛生貸し付けについての質問をされていまして、厚生労働省からいただいた資料ですと、貸付残高、これは今徐々に減少傾向にあるということでございまして。毎年毎年の貸付規模、これは枠として持たれている枠であるわけですが、それに比べて実績が半分程度というように状況が続いております。この理由についてお伺いをしたいと思います。

○宮坂政府参考人 委員御指摘のとおり、生活衛生貸し付け、最近の、十七年度で申し上げますと、融資枠全体が二千二百億円、これに対して貸し付けの実績が九百四十一億円という状況でございまして、大体半分ぐらいの消化状況ということになっております。

この原因でございしますが、一つは借り手側の事情、具体的には、先ほど来、生活衛生事業者、全国で百万事業者と申し上げていますが、その過半が飲食店でございます。それから、資金の性格、これは具体的には、生活衛生貸し付けの場合には長期の設備資金が圧倒的に多いということでございまして、過去の融資の状況を見ますと、飲食店の方々の設備投資というものが、どうしても景況を反映いたしまして、なかなか積極的な設備投資というのにつなげていないという状況ではないかというふうに思っております。

ただ、我々も手をこまねているわけではございませんで、毎年、貸し付け条件等につきまして

は、業界の方々からいろいろな御要望を伺いまして、それなりの制度要求をしていくというところで今まで対応してきたところであります。

以上であります。

○泉委員 この数年の貸付規模と実績を見ますと、各業界から御意見を受けてられている割には、その差が割合としてはちょっと広がってきている。あるんじゃないのかなというふうに思うんですね。一度平成八年に、貸付規模を前年に比べて二分下げたときがあると思います。三千二百億から二十四億に大幅に減らしたときもございました。そのときに、ただ、実績の方がもうぎりぎり、危なく超えるという状況があったかと思えます。その状態を、恐らく、ある程度余裕を見てもう一度予算をとろうという方向に戻ったのかなという気もしておりますので、必ずしも貸付規模のままに実績が今なければならぬということではないと思うんですが、この数年間で、例えばこの生活衛生貸し付けにおいて、何か基準というのか、貸し付けをしやすいうように取り組まれた実例はございますでしょうか。

○宮坂政府参考人 直近で申し上げますと、平成十九年度予算におきまして、今回は標準営業約款というのが、例えば、クリーニング業界の方々が一定の約款を決めまして、クリーニングにおきましていろいろなサービスについて標準的な約款を決める。そういう約款を実現するためにいろいろな設備投資も必要になるというような場合に、その金利につきましては通常の基準金利よりも低い特別の金利を設定するというようなこと。

それから、担保の問題がどうしても貸し付けの場合には出てくるわけでございまして。小企業等の施設を改善するために、無担保、無保証でその資金を融資するという制度がございまして。これにつきまして、この特例の取扱期間を一年延長するというようなこと。

それから、第三者保証人等を不要とします融資に係ります限度額につきましては、従来一千五百万円というところでございましたが、どうしてもそ

の保証をなかなか受けられない、また、受けるといういろいろな御迷惑もかける可能性があるというようなことで、この第三者保証人を必要としない融資につきまして非常に業界からの御要望もございました。それで、これについての貸付限度額を千五百万円から二千万円に引き上げるところであります。ことを十九年度には措置しているところであります。

以上です。

○泉委員 ありがとうございます。ぜひその方向性で各業界の生活衛生関係の皆さんと協議を進めていただいて、より利用のしやすい制度をつくっていただきたいというふうに思います。

心配をしていますのは、貸付残高がどんどん下がってきているという状況で、さらに今回のこの政策金融の改革でして、そういった意味で、貸付残高全体の規模が今後どのように推移をしていくのかなということがありまして、平成十八年度では貸付規模が二千億まで減少しております。この方向性については、今後どう推移していくことになるでしょうか。

○宮坂政府参考人 先ほど御答弁申し上げましたが、生活衛生貸し付け、借り手の側の事情それから資金の性格ということで、正確に今見通すということはなかなか難しいわけですが、今回の法案におきまして、先ほど来る御答弁でございますが、生活衛生貸し付けのメニューというのはそのまま承継をされる。

さらに、法案の第二十九条第三項におきまして、新公庫の予算案に添付する事業計画なり資金計画の中では生活衛生貸し付けの貸付予定額を明らかにすることになりまして、そこを明示するというのが法律上義務づけられているところでございます。

今後の資金の需要につきましては、当然のことながら、十八年度の貸付実績がまだ出てきておりません。それから、今後の景況の中でどのような設備投資意欲が出てくるのかということについては十分見きわめて、業界の方々というか、借り受

け希望の方々の希望に十分こたえられるような枠の設定をしていきたいというふうに考えております。

○泉委員 また次の問題に移らせていただきますけれども、貸付残高の対GDP比の半減目標のところに移らせていただきます。

これも先ほどほかの方からお話ございましたけれども、今回これを半減するというところでありますが、一方で、既に三機関が統合していくことで半減目標というのは達成をされるということになっておりまして、民営化及び廃止が決まった三機関の貸付残高四十九・一兆円分の減少で実現可能という状況になっている。

そうすると、実際に、新しくできる新公庫、機関の残高、これをどうスリム化していくのかということが大変重要なところかと思うんですが、今の数値目標というのはあるのでしょうか。

○渡辺国務大臣 まず、委員御指摘のように、貸付残高に対するGDP比半減目標、これは確実に達成しなければなりません。その後、達成後でございますが、数値目標を設定するかどうかにつきましては、政策金融の実施状況、それから民間金融機関の動向、当然これは経済情勢を含みます、こうしたものを総合的に勘案する必要があります。

行政減量・効率化有識者会議におきましては、新公庫の業務や統合プロセスについて専門的な立場から評価、検証を行っていただくワーキングチームを設置し、その場においても、こうした半減目標後の数値目標の設定について御検討をいただくことになろうかと思っております。

○泉委員 そのワーキングチームですけれども、これはいつぐらいに、あるいはどういうメンバーで発足をされる御予定でしょうか。

○大藤政府参考人 今大臣からお話ございましたように、行政減量・効率化有識者会議のもとに専門のワーキングチームを近々設けていただくという予定でございますけれども、その人選につきましては今後検討していくこととなっております。

す。

なお、ワーキングチームにおきましては、新公庫、完全民営化・廃止機関について専門的立場から評価、検証を行うとともに、節目節目で有識者会議への報告を行っていただくことなどを検討しているところでございます。

具体的検討課題等については、新公庫について、業務の不断の見直し、民業補完の徹底など、いろいろな点から評価、検証していただくとともに、完全民営化・廃止機関についても、新体制への円滑な移行の実現に向けた取り組みを中心に、新公庫と並行して評価、検証していただくことを考えているところでございます。

○泉委員 ぜひ数値目標を設定して取り組んでいただきたい、さらなるスリム化にも取り組んでいただきたいということをお願いしたいと思います。

次に、新組織発足に当たった役員の天下りの問題がやはり指摘をされております。これは行政改革推進法の方にも書かれておりますし、そして今回の法律の中にも、たしか六十一条でしたか、特定の公務の経歴を有する人が固定的に選任されることのないようにということが入っている。これは大変すばらしい文言だなというふうに思っているわけですが、少し細かくというか、やはりこういうものは、最初につくった大臣がすばらしくても、なかなか後々形骸化をしていくものでありまして、改めてくぎを刺しておきたいという意味も込めまして質問させていただきます。

特定の公務の経歴、これは例えば一つの役職を指すのか、あるいは、その省庁に所属していたということを指すのかも随分違うのかなというふうに思っています。例えば、ある省庁のある役職についていた人が継続して慣例のようにそのポストに行く、これが今までの天下りだったわけですが、順繰り順繰りということも考えられたりですが、あるいは、そのポストに見合う立場の人が違ふポストにいるけれども、何かしら、大体、何

期生のこのぐらいの方々がいつも行っている。

そういう形になってしまつては、せっかくのこの法律の条文の意味が薄れてしまうというふうに思うわけでして、その意味で、法律に書かれている特定の公務の経歴というものは何を指すのか、それをお伺いしたいと思います。

○渡辺国務大臣 今までは、罰と慣例として、次官ポストのような形で理事長とか総裁が決められていたと思います。

今回の法案におきましては、委員御指摘のように六十一条において、二項の第一号でございますが、第一条に規定する目的及び第十一条に規定する業務に照らして必要と認められる識見及び能力を有する者が選任されることという文言が入っておりますので、どこそ省の事務次官をやつたから自動的に新公庫のトップに座れるというわけではありせんよということをごにこにおいて書いてあるわけでございます。

○泉委員 まさにそこです。そこにもしかすると我々政治の側は、大臣も今は政府ですけれども、根本は政治家としてお考えをいただきたいわけですが、注意をしなければならぬ。あ、あ書けばこう動くというところがやはりあるのではないのかということも多少心配をしております。たしか本会議の大臣の御答弁の中でも、多少そこがばかされているような気がしてならないんですね。

確かに、この組織は、独自に経営者を選び、そして主務大臣もそれをチェックするということではあります。これまで大体、事務次官をやった方は能力があるというふうになされ続けてきたわけですね。あるいは事務次官じゃなくてもそうです。大体、何かに就任をする方は、間違いなくその能力があるという大義名分というか、それにくっつけられてその立場へ天下つていっているという現状があるわけですし、これを果たしてどう担保するんだろうかというところが大変心配なんです。その意味では、今回の、特定の公務の経歴が固

定的に選任されることのないようにということですが、これは先ほども言いましたが、我々が今想定しているのは、ずっと歴代の事務次官、衆議院というと例えば事務総長が国会図書館の館長になるとか、そういうことは今徐々に変えていこうとしています。そうじゃないけれども、大体事務次官や、事務次官じゃなくてもその周辺に次に偉い方々がいるわけです、そういう方々が入れかわり立ちかわりポストをいつも、その立場にいるポストは違うわけですが、その組織の中に入っていくという状況もこれは余りよろしくないことでありまして、民間からも積極的にこの公庫には入っていただきたいというふうに思うわけですが、この辺の懸念、心配ないということでも大丈夫でしょうか。

あと、固定的に選任されることのないようにということも、さっき言ったように、何人かの役職の人たちが順繰り順繰り、次はどこの省から、次はどこの省からと、十年間見てみたら、大体定期的なにか順番になっている。これもやはり固定的に当たるんじゃないのかなというふうに思うわけですが、いかがですか。

○渡辺国務大臣 心配はございません。

もう既に、例えば中小企業金融公庫総裁は、二代続けて民間の方を起用いたしております。また、今回、この法案においては、役員選任は、政府が、確立したルールに基づき、主務大臣の認可に当たっては、内閣としてきちんとチェックをすることになっています。

例えば、代表取締役会長及び社長については閣議の口頭了解が必要になります。また、役員全員について官房長官の同意が必要となります。それから、代表権の付与に当たっても官房長官の同意は必要でございます。

こうした二重三重のチェックをかけてやっていきますので、委員の御懸念は、心配はございません。

○泉委員 もう一つの懸念は、経営責任者のみならず、役員全体の中で公務員の出身の方々が多数

を占めるということではやはり好ましくないというふうに考えますが、その点はいかがでしょう。

○林副大臣 今、大臣から御答弁がありました。まさに役員全員について官房長官の了解が常動については必要だ、こういうことになっておりますので、そういうことで二重に三重にチェックをする、こういう仕組みになっておるところでございます。

○泉委員 林副大臣は答弁者の中に入っていないと思うんですが。(林副大臣「失礼しました」と呼ぶ)そこは入っていますか。入っていないんじゃないかな、私の。(発言する者あり)はい。

次に、またちよつと違う問題に入らせていただきますけれども、それぞれ統合される政策金融機関ではありますけれども、実際には、それぞれ主務大臣というか監督が、勘定が別々のまま残されて、責任を明確にするということが書かれております。

それはそれで、そういった観点からはすばらしいなというふうに思うわけですが、一方で、民間企業の仮定損益計算書というふうにして表をつくってみると、例えば中小企業金融公庫は、構造的にどうか慢性的に赤字を抱えているという状況であります。たしかこの法律の中では、経営責任というものが、それぞれの勘定において責任を明確にするということがうたわれているわけですが、こういった構造的に中小企業金融公庫が抱えてきた赤字の状況について、責任をとるという観点からいって、どういふような組織の運営の仕方を考えていけばよろしいんですか。

○大藤政府参考人 ただいま中小公庫の状況について御指摘がございましたけれども、先生御指摘のように、現行の各機関は、各年度の業務実績につきましても、企業会計ベースの民間企業仮定貸借表でありますとか損益計算書を作成して、これを公表しているところでございます。

中小企業公庫につきましては、経常利益ということで見ますと五千四百六十五億円の赤字になっておりますけれども、うち、融資業務は二百七十

二億円の黒字、それから信用保険等業務は五千七百六十五億円の赤字ということでございまして、専ら赤字は信用保険等に係るものということでございまして。

いずれにいたしましても、バランスシート上は資産超過の状況ということでございまして、これからデューデリを行いまして企業会計基準に移行していくわけですが、その中で適切に対応して、今後、経営努力を行っていくということだと思っております。

○泉委員 中小企業庁の方にもお越しをいただいておりますけれども、こうして信用保険等業務の方では大きな赤字を抱えて、抱えざるを得ない状況があると思うんですが、これをデューデリを行って新たに赤字を削減していく。どこまで実際に可能だとか考えてしょうか、中小企業庁。

○近藤政府参考人 お答え申し上げます。今の御指摘の中で、私も中小企業金融の性格上、中小企業金融に際して黒が立つというのはなかなか難しい現状があるわけでございます。

その中で、いかに効率的に、そして中小企業者のためになる支援をするかということで努力をしていきたいと思っております。それぞれの政策金融を、それぞれどういう目的でどういう政策を特に講ずるかというところと御指導いただきながら政策を講じて、できるだけ赤字の少ないような、かつ中小企業者のためになるような施策を講じていきたいと考えておるところでございます。

○泉委員 次に、農水省にお伺いをしたいのですが、農林漁業金融公庫も政府補給金収入というものが多くを占めていて、それで何とかぎりぎりのラインを保っているという状況であります。これもやはり、今のままの政府の目標というか、それぞれの勘定の中で業務の改善を図っていくということと同じようにその対象になるのかなというふうに思うんですが、どのように政府補給金に依存した体質を変えていくというふうにお考えでしょうか。

○中尾政府参考人 御指摘の農林公庫資金でございます。

いますけれども、これは、我が国の食を支える担い手農業者の育成や地球温暖化防止に資する森林整備の推進などの政策目的の実現のため不可欠のものであります。自然条件の影響を受けやすい、生産サイクルが長いなどの農林漁業の特性から、長期、低利である必要があり、貸出金利が調達金利を下回っております。

現行の農林公庫補給金は、これらの政策目的の確な実施に真に必要な政策コストとして措置されているものと考えております。この点につきましては新公庫の移行後も変わりなく、引き続き政策目的の確な実施のための一定の政策コストとして財政支援が必要であると考えております。今後とも、効率的な業務の実施に努め、経費のできる限りの縮減に努めてまいりたいと考えております。

○泉委員 もうこれで最後にいたしますが、大臣、この損益計算書で見ますと、やはり中小企業金融公庫そして農林漁業金融公庫については、構造的に今抱えている赤字の状況というか、程度はちよつと違いますが、特に中小企業金融公庫については、業務上いたし方ないというものとあると思うんですね。これをスリム化していくということを追求めれば、それは事実上の貸し付けがどんどん削減をされていくということになってしまふのではないのかな。あるいは、ほかになんか手法があるのかなというのが私にはまだ見えていないわけですが、この点については、ぜひ御配慮をいただかなければというのを非常に注目にしております。

赤字を削減すれば、それだけ国民、特に中小企業者にお金が行き渡らないという状況しか考えられないのではないのかなというふうに思っております。最後、その点御答弁をいただいて、この質問を終わりたいと思います。

○渡辺国務大臣 引き続き必要な金融仲介は行つてまいりますことは、先ほど来答弁していると

最近では、事業再生などにおいて、債権放棄を伴うものも政府系金融機関の中で出てきております。こうした新たな取り組みも行ってありますし、また、リスクや金利減免などを通じて事業再生に資することも従来から行っているわけでございます。

したがって、不良な資産に対してはそれに見合うだけの引き当てを積むのは当然のことであつて、きちんとそういった会計的な側面からのガバナンスはきかせていかなければならないと考えております。

一方、政策金融を実施するという観点も忘れてはならないわけでございまして、先ほど来申し上げております行政減量・効率化会議におきまして、さらなるスリム化と同時に、政策金融の諸問題についても検討を加えてまいるつもりでございます。

○泉委員 終わります。どうもありがとうございました。

○河本委員長 この際、連合審査会開会に関する件についてお諮りいたします。

ただいま審査中の両案に対し、経済産業委員会から連合審査会開会の申し入れがありました場合には、これを受諾するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

また、連合審査会において、政府参考人及び参考人から説明または意見を聴取する必要がある生じた場合には、出席を求め、説明等を聴取することとし、その取り扱いにつきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

なお、連合審査会の開会日時等につきましては、委員長間で協議の上、公報をもってお知らせ

いたしますので、御了承願います。

次回は、来る十一日水曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四分散会

平成十九年四月十日印刷

平成十九年四月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D